

# 二宮尊徳の報徳思想・報徳仕法の内在論理と 近代日本における報徳社によるその継承

前 田 寿 紀

## は じ め に

### 1. 本稿の意図

本稿は、戦後の歴史（日本史、政治史、政治思想史、教育史、福祉史、等）研究において、近代日本における報徳社に関する先行研究の多くがとってきた論法・手続きに対して問題意識を提示し、その問題を解決する手段としての新たな論法・手続きを提示し、それに基づいて近代日本における報徳社の考察を進めようとするものである。

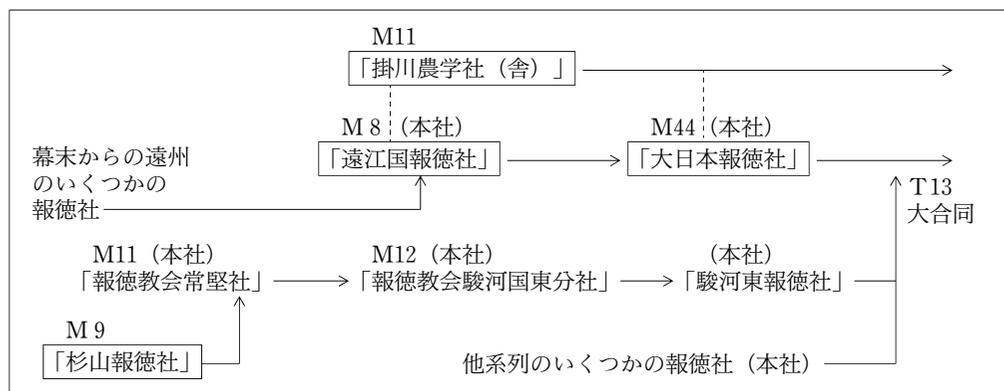
ここで言う、「近代日本における報徳社」に含まれるものは、近代日本における「遠江国報徳社」「掛川農学社（舎）」「大日本報徳社」等の「大日本報徳社」系列の報徳社と、「杉山報徳社」である。報徳社は、近世にも存在したが、本稿において以下に単独で「報徳社」と述べれば、特別な注意書きがない限り、上記の近代日本における報徳社に含まれるものの1つまたは複数を指すこととする。また、本稿では、報徳社への理解を深める為に、報徳社と関わって設立または運営された「杉山青年報徳学舎」「双松学舎」、千葉県社会事業協作成「報徳指定村（部落）要項」に基づく「本協会指定報徳社」、にも言及する。上記の近代日本における報徳社に含まれるものにこれらを加えたもののうち、加えたものの1つを含む1つまたは複数を指して「報徳社等」と述べる。また、本稿では、各地報徳社も参考にしつつ活動した「（中央）報徳会」にも言及する。

ここで、近代日本における報徳社と、「（中央）報徳会」の発生の経緯をみておく。

弘化3（1846）年、二宮尊徳（天明7<1787>年7月～安政3<1856>年10月。通称金次郎。「そんとく」は名乗で、正式には「たかのり」。以下、尊徳と略称）の風呂焚きをしていたと言われる安居院庄七（寛政元<1789>年～文久3<1863>年。別義道）によって遠州地方に伝導された報徳の教説を基にして、岡田佐平治らの遠州の「報徳連中」が、幕末に尊徳発案の報徳社を結成して農村復興を図った（ここからの流れは、図1参照）。その報徳社運動の基礎のうえに、各村々の報徳社を統一する本社として「遠江国報徳社」（以下、「遠社」

と略称)が設立(明治8年11月。創立總會開催場所は、浜松県敷知郡浜松宿<現静岡県浜松市田町>「玄忠寺」。後、「浜松第一館」<明治18年5月落成式>、「見付第二館」<明治18年5月落成式>、「掛川第三館」<明治18年7月頃から実質上存在、同32年3月事務所開所式>や各地出張所が設立)された。明治4年の相馬仕法休止をもって官による報徳仕法は打ち切られる(c f. 尊徳は安政3<1856>年に没)が、遠州の「報徳連中」は尊徳発案の報徳社存続・新設に尽力したのである。「遠社」は、岡田佐平治の息子であり、尊徳のいわゆる「四高弟」の一人であり、岡田良平(「京都帝国大学」総長、文部大臣、枢密顧問官、等。以下、良平と略称)・一木喜徳郎(良平の弟。「法科大学」教授、文部大臣、内務大臣、枢密顧問官、宮内大臣、等。以下、一木と略称)等の父親でもある岡田良一郎(以下、良一郎と略称)が2代目社長(明治9年4月～)を務め、農村・商業地に多くの報徳社(「遠社」の支社)が設立され、近代の遠州地方等における報徳社運動は活発に展開された。なお、近代には、「遠社」以外にも、「小田原報徳社」「駿河東報徳社」「報徳報本社」「報徳遠譲社」「駿河西報徳社」「静岡報徳社」「三河報徳社」等があった。上記「杉山報徳社」は、尊徳のいわゆる「四高弟」の一人である福住正兄(「湯本社」「福運社」「報本社」等の報徳社設立。報徳教会設立。以下、福住と略称)や杉山村の近村(静岡県庵原郡原村<現静岡県清水市原>)の尊徳の弟子である柴田順作(以下、柴田と略称)からの指導を受け、明治9年12月24日に、片平信明(福住『富国捷徑』の読書を契機に報徳へ没入。以下、信明と略称)と片平忠左衛門が社長として静岡県庵原郡杉山村(現静岡県清水市杉山)に結成した報徳社であり、後「報徳教会常堅社」(明治11年～。同12年「報徳教会駿河国東分社」と名称変更、さらに「駿河東報徳社」と名称変更)の支社となった。「遠社」は明治44年11月から「大日本報徳社」(以下、「大社」と略称)と改称(c f. 「大社」は大正13年4月に全国の報徳社の大合同<「大社」本社の所在地は、同年6月～静岡県小笠郡掛川町(現静岡県掛川市掛川)>を成功させ、「駿河東報徳社」もこの中に収まる)したが、こうした時期を通して良一郎は明治45年1月まで社長として「遠

図1. 「遠江国報徳社」「掛川農学社(舎)」「大日本報徳社」等の流れ



社」「大社」を指揮し続けた。その後、良平（明治45年1月～昭和9年3月<亡>に社長）、一木（昭和9年4月～同19年12月<亡>に社長）、佐々井信太郎（大正11年12月～昭和10年4月および同年9月～同23年2月に副社長、同10年4月～同46年4月<亡>に顧問。以下、佐々井と略称）、等の指導者を抱えて現在に至っている。

「遠社」の別働隊として、明治11年2月に良一郎を社長として農事改良を図る為に静岡県佐野郡掛川宿（現静岡県掛川市掛川）に開設されたのが、「掛川農学社（舎）」（以下、「農学社」と略称）である。

日露戦争（明治37年2月～同38年9月）後の同38年11月26日には、「(中央)報徳会」による報徳会運動のいわば火付け役となった「二宮尊徳翁五十年記念会」が行われた（於「東京音楽学校」）。発起人は、平田東助（前農商務相、「大日本産業組合中央会」会頭）、良平（貴族院議員、文部官僚）、早川千吉郎（三井銀行専務理事）、一木（法制局長官、内務官僚）、久米金弥（農商務省山林局長）、桑田熊蔵（多額納税貴族院議員）、鈴木藤三郎（「台湾精製糖株式会社」社長）、田村武治（「日本精製糖株式会社」社長）、井上友一（内務省地方局府県課長）、清野長太郎（内務省地方局市町村課長）、留岡幸助（巣鴨「家庭学校」校長、社会事業家。以下、留岡と略称）である。そして、報徳社とは別個の組織として、上記の東京を中心とした国家官僚、民間人等により「(中央)報徳会」（明治38年11月～）が設立（事務所は、明治期を通して東京市神田区一ツ橋通町21番地）された。本会は、「一般風化ノ善導ニ資センカ為メ二宮尊徳先生ノ遺教其他之ニ関聯シタル道德及経済事項ヲ講究スルヲ以テ目的」（「報徳会則大綱」第二條）とした。「(中央)報徳会」は、各地の報徳社の機能も参考にした。「地方斯民会設置標準」（『斯民』第3編第5号、明治41年7月、に掲載）を設け、県、郡、町村自治区単位の地方斯民会・地方報徳会を設置させるに至った。なお、一般に「中央報徳会」と言われている組織は、設立当初においては「報徳会」が正式名称である。「中央報徳会」と呼称されたのは、機関誌『斯民』の奥付等によると、大正元年頃からのようである。

本稿をはじめとする筆者の一連の研究においては、「報徳社」「中央報徳会」を図2のように表記した。明治期における当組織を「(中央)報徳会」と表記したのは、明治期における当組織と、その影響でつくられた地方斯民会・地方報徳会とを区別する為である。

図2. 「報徳会」「中央報徳会」の正式名称と表記

	正式名称	筆者の一連の研究での表記	
明治期	「報徳会」	「(中央)報徳会」	「(中央)報徳会」
大正元年頃～	「中央報徳会」	「中央報徳会」。略称「中報会」	

## 2. 問題の所在と先行研究の検討

先行研究の多くは、< A. あらかじめ作られた一面的な図式・枠の設定→B. 二宮尊徳の報徳思想・報徳仕法に対する（内在論理をみようとししない表面的な、または図式・枠を通した）解釈→C. 近代日本における報徳社の活動を（一次史・資料等を使用して）明らかにすることをしないうえで、報徳社の性格づけ>という論法・手続きをとってきたと思われる。

Aに関しては、先行研究の多くが、天皇制、(国民) 支配、封建制（前近代性）の1つまたは複数を、図式・枠の基本としている。また、先行研究のいくつかは、Aを行う際に、例えば、日露戦争後は天皇制の時代、戦前・戦時中は国家・軍部・戦争遂行等の論理の時代であり、それらの時代のほとんどのもの・こと（報徳社を含む）は、それらの時代規定により捉えられるという暗黙の前提もあるように思われる。

Bの例として、報徳思想・報徳仕法の「分度」を「分相応につつましく」の教えと解するもの、「推譲」を自己犠牲の教えと解するもの、報徳仕法を一部の「切り捨て」とするもの、等がある。1 論文中において、報徳思想・報徳仕法に対する解釈が行われない場合もある。

Cは、必然的に、Aのあらかじめ作られた一面的な図式・枠と同じものになっている。

ここで、主な先行研究を検討してみよう。奥谷松治『二宮尊徳と報徳社運動』（高陽書院、昭和11年）は、戦前の研究ではあるが、戦後の先行研究における報徳社理解の仕方に大きな影響を与えたものとして取りあげる。これは、封建制（前近代性）、国民支配を図式・枠として設定したうえで、Bを行い、報徳社の活動等に関する一次史・資料等を発掘・使用せずに、明治前期における報徳社を、「極めて小額の救済貸付」（P.275）事業であれ「農民の地位を維持するために役立つた」（同上）もの、「階級分化の過程を通じて拡大する所謂地主の経済的基礎に相照応して、一方それと反比例的に窮乏化する多数の隷農をその傘下に糾合し」（同上）たものと性格づける。また、明治後期の報徳社運動を、「報徳社運動の基礎をなす新地主が経済的政治的に勢力を拡大すると共にそれに相照応して発展を遂げた」（P.283）ものであり、「農村の犠牲を基礎とする日本資本主義の発展に依り、日露戦争の勝利を転機として帝国主義段階への転入と共に、それに必要な重課を負担する農民に対して、支配階級」（同上）が「労働強化と消費節約を強化する手段」（同上）としたものと性格づける。

石田雄『明治政治思想史研究』（未来社、昭和29年）の記述は、報徳社そのものよりも報徳会を対象に言及したものであり、報徳社に関しては若干の記述にとどまる。石田自身は、報徳会の記述をする際に、「報徳会（社ではない）運動が」（P.196）のように報徳会と報徳社とを区別している。しかし、引用等より報徳社に関する他の多くの研究に影響を与えている点、影響を受けた研究の一部が、報徳会と報徳社を混同している点、等から近代日本における報徳社に関する先行研究を検討する際に欠かせない研究である。石田は、「天皇制国家体制の最も重要な精神構造をなすと考えられる『家族国家』観をとらえ、その歴史的形成過程を分析

し、さらに進んでその観念構造と現実の政治的機能を究明しようとする」(P. 3) 観点から、「官僚と国家主義団体との中間」(P.181) に位し、「日常的且つ民衆的(?) に支配権力を下から支える機能を担わされた半官半民的団体」(同上) として「(中央) 報徳会」に言及している。そして、天皇制における家族国家観による体制再統合期という時代規定のもとで、支配の観点からそれを捉えている。石田のこの天皇制による家族国家観や支配が、そのまま近代日本における報徳社に関する先行研究の上記Aになることがある。

宮地正人『日露戦後政治史の研究』(東京大学出版会, 昭和48年) は、天皇制の図式・枠の設定をしている。報徳思想・報徳仕法の内在論理は明らかにされていないが、国家官僚は、報徳社と報徳主義を、日露戦争後における国家の諸要請(社会主義対策, 国債問題処理, 町村自治強化, 等)の中で、①積極性・営利性・勤労性の主張, ②「公共心」「公德心」に富んでいる点, ③「共同心」の養成, ④非政党性, という特徴をもつものとして理解していたとしている。なお、宮地の場合は、報徳社運動を行ったところの現静岡県小笠郡大東町上土方<sup>だいとうちょうかみひじかた</sup>の『鷺山家所蔵文書』を一次史料として使用している。天皇制の図式・枠の設定をし、『鷺山家所蔵文書』を使用したうえでの報徳社の性格づけは、「町村内部に生産力の担い手として根をおろしながら、自発的・主体的に国家の諸要請をうけとめることのできる中小地主・自作農層」(P.122) が行っているもの、「町村を『国家のための共同体』に転化する有力な手段」(P.123) となっている。

社会教育史の研究においては、まず、宮坂広作『近代日本社会教育史の研究』(法政大学出版局, 昭和43年)が、「近代日本の社会教育を、それをうみだした近代日本の社会およびその基底をなす日本資本主義の発達にかかわらしめつつ、歴史的に把握」(P.26)しようとする中で、日露戦争後の「報徳結社」「報徳主義の宣伝」「報徳会」を天皇制、支配の観点から捉えている。しかし、いずれに対しても、実証的作業による実態把握はなされておらず、日本資本主義の発達と「報徳結社」「報徳会」等の興隆との因果関係も実証されていない。

次に、国立教育研究所編『日本近代教育百年史 第七巻 社会教育 1』(国立教育研究所<印刷 文唱堂>, 昭和49年), 同『日本近代教育百年史 第八巻 社会教育 2』(国立教育研究所<印刷 文唱堂>, 昭和49年) は、日本近代社会教育史像を、教化的社会教育政策とそれに対抗する近代的社會教育を押し進めようとする思想・運動という前提で捉えている。教化的社会教育政策は、支配の図式・枠になっていると考えられる。「近代的社會教育」については、「国民の自己教育を基本として、科学、技術、芸術を追求しようとする学習活動を意味し、制度的にはその自己教育活動に国や地方公共団体から援助が与えられるようになる段階」(前書PP. 8~9) のものと述べている。両書の随所で言及される報徳社が、教化的社会教育政策と、それに対抗する意味での近代的社會教育のどちらに属するものとされているかは明確ではない。しかし、後書の第四章第六節二「教化動員期の教化団体」は、自力更生運

動期の「大社」または佐々井の行動を、行政の更生運動との関わりで捉え、「国策」(P.466)協力として捉えている。さらに、ファシズムへとつながる「教化動員」の一手段として捉えている。したがって、このあたりの報徳社は教化的社会教育政策に属するものとして思われる。しかし、報徳社の活動等には、教化的社会教育政策と、それに対抗する意味での近代的社会教育のどちらにも属さない側面もあったと思われる。例えば、国家と対抗しようという意図をもたず、または国家と対抗することに意義を見い出さずに(対抗させようとしているのは、本書の執筆者であると思われる)、同時に国家から教化という形で国家の意図を注入されるだけの存在としてではなく、自らの意思で直に報徳の教説を学習・受容し、生活・仕事の意味づけをしたり、自己修養したり、精神形成をしたり、地域づくり・産業育成・人材育成をしたりするような側面である。なお、両書共に、上記Bの状態である。

上記のAを必ずしも前面に出さずに、一次史・資料等も使用して、報徳社運動に関して政治、経済、思想、等の分野から行った明治大学グループによる研究成果に、中村雄二郎・木村礎編『村落・報徳・地主制—日本近代の基底—』(東洋経済新報社、昭和51年)と、海野福寿・加藤隆編『殖産興業と報徳運動』(東洋経済新報社、昭和53年)がある。前書は、日本の近代における地方自治制制定すなわち自然村秩序の擬制化がもたらした「地方」の「実体」喪失＝「商品経済の展開のなかで古い失われた実体を観念化しつつ行なわれた村落共同体の再編成」(P.18)において大きな役割をしたものとして「関東一円および遠江<sup>(州)</sup>地方を中心にした報徳主義」(同上)を捉える。そして、報徳社運動を国家や政治・経済と報徳社との関わりという視角から捉えている。後書は、遠州つまり旧浜松県、なかでも掛川を中心とした旧佐野<sup>きとう</sup>・城東郡を調査地とし、「地租と小作料負担にたえうる農業の振興」(P.22)の為の勸農が殖産興業の中心であるとする脈絡の中で、豪農良一郎、「遠社」、報徳運動、等を捉えている。しかし、両書共に、政治的行為や資本蓄積以上の意味があったと思われる報徳社の教育活動、福祉活動を捨象している。

しかし、先行研究は、必ずしも上記の論法・手続きをとった研究だけではない。例えば、以下の諸研究は注目される。

まず、傳田功『近代日本経済思想の研究—日本の近代化と地方経済—』(未来社、昭和37年)は、明治初年より明治20年代に至る期間、大久保・大隅・伊藤・松方等新官僚によって逐次実現された中央集権政策と保護育成的産業政策とを、「上からの強圧的施策として性格<sup>(?)</sup>づけられる側面を有していた」(P.85)ことを受け入れつつも、にも関わらず「諸施策の実現の過程において、その政策を積極的に受容しそれを国民的規模にまで深化せしめた社会的支持基盤の存在」(同上)があったとする。そして、地方の豪農層に着目し、良一郎の経済・政治活動、思想を分析している。これは、報徳社に関する研究において、支配の図式・枠が流行していた時に、それから踏み出したものとして注目される。

安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』（青木書店，昭和49年）は、「杉山報徳社や牛岡報徳社のように，現在も活発に活躍している代表的事例をふくめて，有力な報徳社はすべて地主」すなわち「農村の指導者であるとともに支配者」（P.20）の指導によるとしながらも，しかし「尊徳の見解は，まったくの虚偽意識（支配のためのイデオロギー的装置）であったろうか」（同上）というそれまでの先行研究にほとんどみられない問題設定をし，「そのように解したのでは，『二宮翁夜話』などにあらわれているその思想の独自性も，明治以降に広汎な民衆運動として報徳社運動が展開したことも，まったく理解できない」（同上）としている。ただし，安丸は，報徳社の一次史・資料を使用して報徳社の活動に言及することをしていない為，報徳社に対する問題設定には必ずしも応えきれていない。

芳賀登「報徳運動と自力更生－岡田良一郎と片平信明を中心として－」（大阪教育大学歴史学研究室『歴史研究』10，昭和47年）は，報徳社運動の精神形成の面について取りあげた先行研究がほとんど見られない当時の状況の中で，自力更生の観点からこれを扱っている。ただし，杉山の報徳社運動の中心的役割を担っていた名主の信明一個人に着目して，信明の人と行動を追ったものであるため，必ずしも当時の「杉山報徳社」の教育活動を通しての精神形成の面に言及できていない。

松村祝男『みかん栽培地域－その拡大の社会的意義－』（古今書院，昭和55年）は，明治期における庵原地域のみかん栽培の地域的拡大の要因として，「杉山青年報徳学舎」，「杉山報徳社」，「報徳社を媒体につく」（P.87）られた組合，等を捉えている。ここでは，杉山での報徳運動が，「上層農」の先導によるみかん栽培発展の為の手段として扱われている。しかし，杉山での報徳運動は，みかん栽培発展という経済発展の意味だけではなかったと思われる。

大藤修「維新・文明開化と岡田良一郎の言論（上）－日本の近代化と報徳主義－」（『歴史』第66輯，昭和61年9月），同「維新・文明開化と岡田良一郎の言論（下）－日本の近代化と報徳主義－」（『歴史』第67輯，昭和61年12月）は，明治以降の報徳運動と国家の政策・イデオロギーとの関係を考察するにあたって，どちらも「富国」を目指したものの，報徳主義のそれは「安民」を基礎としているのに対し，国家のそれは，「強兵」と結びつき，民衆生活の犠牲の上に遂行された点において，両者の論理は根本において対立する契機をはらんでいることを指摘する。例えば，「明治後期における報徳主義の国家の論理への編成の問題を考えるに際しても，国家の側がこの点の矛盾をどう調節し，換骨奪胎したか，そして報徳運動の側ではそれにどう対応したか」（前書P.2）が当然焦点にならざるをえないとする。しかし，従来の報徳運動の研究では，「報徳主義が本来，国家の『安民』に対する責任を強く求めていたことを見落とし，報徳主義をもっぱら民衆に対し勤儉自助努力，相互扶助を強制するイデオロギーとしてのみ理解して論が展開された」（前書P.2）とし，従来の研究の限界を指摘する。

そして，大藤は，尊徳や報徳運動の多くの研究論文が，「その内在論理を理解したうえで運

動の生成・発展の過程を具体的かつ系統的に明らかにするまでには至っていない」(前書P. 1) という問題意識のもとで、「幕藩制解体ー近代化過程における報徳運動の生成・発展を、思想と運動の実態の両面から実証的に考察し、その歴史的意義を明らかにする」(前書P. 2) ことに関心を寄せる。両書は、そのうちの思想に関して「近代化過程において良一郎が、地主・豪農としての階級的立場、地域社会のリーダーとしての社会的立場から、報徳主義の論理をどのように展開させたか、またそれに立脚して近代日本のあり方をどう構想したか、そしてそれは現実の時代状況、国家の政策とどのような関係にあったかを、歴史段階的かつ系統的に追求」(前書P. 3) したものである。

両書を始めとする大藤の一連の研究は、数多い明治以降の報徳運動研究が、戦前の報徳主義に対するイメージから進められ、大きく見落としてきた点を指摘し、新しい報徳運動研究の途を切り開いた研究として高く評価できる。大藤は、両書を含めて後日、『近世の村と生活文化ー村落から生まれた知恵と報徳仕法ー』(吉川弘文館、平成13年) を出版した。これは、近代日本における報徳社の活動を扱ったものではない。

なお、上記の論法・手続きをとらない、個別実証的研究も出てきた。例えば、足立洋一郎「報徳遠譲社の成立」(『静岡県史研究』第5号、静岡県、平成元年)、見城悌治「ドイツ型信用組合の移入と報徳社」(『立命館大学人文科学研究紀要』NO59、平成5年)、同「遠譲社福山滝助と岡田良一郎の対立ー報徳博物館所蔵福住正兄宛書簡の解説・紹介(六)ー」(『かいびやく』第44巻第4号、一円融合会、平成7年4月)、等がある。

では、上記の論法・手続きをとる研究にはどのような問題が指摘できるであろうか。それを、以下に列挙してみよう。

- ①あらかじめ作られた一面的な図式・枠にあてはまる過去の史・資料のみの選別が行われる。
- ②あらかじめ作られた一面的な図式・枠にあてはまるように過去の史・資料が解釈される。
- ③当時の社会状況に即さないで、後の社会状況または理念的に作った社会体制からみられたちで、高所から報徳思想・報徳仕法、報徳社(やその指導者)を裁断する。
- ④地域的な脈絡を考慮せずに、好都合な典型例によって傍証しようとする。
- ⑤活動した人・組織のレベルにおいて、人・組織の意図・行動を検討せずに裁断する。
- ⑥地主層だけでなく、一般農家、商・工業者、婦人(当時の言い方による)も、報徳社の活動の重要な担い手であったことを見落としている。
- ⑦日露戦争後における天皇制の強まりにより天皇制に引きつけられた報徳主義、戦前・戦時中の国家・軍部・戦争遂行等の論理に適合的に解釈された報徳主義に捕われ、それらの時期以外に対してもそれらの片方または両方を立論の前提にする。
- ⑧報徳社の性格づけ(研究の結論)は、必然的に、Aのあらかじめ作られた一面的な図式・枠と同じものになる為、研究が発展していかない。

⑨一次史・資料等を使用して先行研究の再検討・追検証をすることをせずに、同じ性格づけ（論文の結論）を大量生産する。

⑩戦時中に、報徳社が翼賛運動強調、戦闘意欲鼓舞をしたのが、報徳社のいきついた最後の姿であるかのような歴史像を暗黙のうちに描く。

⑪闘争史観のみにより歴史を記述することがあり、客観性を欠く。

上記の論法・手続きをとる先行研究は、こうした問題を多く抱えたまま、一面的に、天皇制、(国民)支配、封建制(前近代性)の1つまたは複数を強調したあまりに、報徳社の重要な側面を見落としてきたと思われる。

それは、以下の(1)と(2)である。(1)①「富国安民」(国を富まし民を安んずる)、②「興国安民」(国を興し民を安んずる)、③「治国安民」(国を治め民を安んずる)、(いずれも、国家の繁栄と福祉を確立することを意味した。本稿では、「富国安民」で代表させて使用)という社会を志向した報徳思想(以下、「富国安民」思想と呼称)の内在論理(やその論理に基づく教説・考え方)を、報徳社が継承した側面。(2)「富国安民」という社会を実現しようとした報徳仕法(以下、「富国安民」仕法と呼称)の内在論理(やその論理に基づく活動)を、報徳社が継承した側面。なお、報徳思想の内在論理に含まれかつその重要な位置を占めているのが「富国安民」思想の内在論理であり、報徳仕法の内在論理に含まれかつその重要な位置を占めているのが「富国安民」仕法の内在論理であると考えられる。

①は、尊徳のいわゆる「四高弟」の一人である斎藤高行(以下、斎藤と略称)『二宮先生語録』6・18、福住『二宮翁夜話』165、良一郎『建言』(元老院宛、明治8年)中の考え方、良一郎『報徳富国論』(冀北学舎蔵版、明治13年)、等に表わされた。②は、尊徳のいわゆる「四高弟」の一人である富田高慶(以下、富田と略称)『報徳論』3、斎藤『二宮先生語録』15・25・26・29・102・177・287・329・375・469・470、斎藤『報徳外記』24、福住『二宮翁夜話』83、良一郎『富国策』(慶応4<1868>年孟秋執筆、同年12月新政府に提出)、等に表わされた。③は、富田『報徳論』6、富田『報徳記』巻8、福住『二宮翁夜話』222、等に表わされた。尊徳は、仕法書封印として「興国安民」の印(佐々井信太郎編『二宮先生真筆選集』二宮尊徳偉業宣揚会、昭和10年、P.103)を使用した。また、彼は、「国を治め家を齊へ人命を養ふ」(『報徳訓』、『二宮尊徳全集』1、P.575)、「国民を安らく道を開きたる、人と聞きせば待もわびしき」(『独楽集』、『二宮尊徳全集』1、P.874)、「仮の身をもとの主にかしわたし、民やすかれと願ふこの身ぞ」(同上、P.880)等と述べた。

尊徳が考える「富国安民」とは、具体的には、「国君」が、「分度(後述—引用者注)ヲ守リ。以テ餘財ヲ生ジ。力農ヲ賞シ。窮乏ヲ救ヒ。破屋ヲ補ヒ。水利ヲ通ジ。荒蕪ヲ墾シ。以テ常産ヲ給シ。専ラ恵沢ヲ布」き、「民」が、「怠惰ヲ甘ンジ。飲博ヲ事トシ。破屋補ハズ。風雨庇ハズ。饑寒免レズ。田野月ニ無シ。逋租年ニ積ム」(『二宮先生語録』102)ようにしな

いことであった。そして、「惰風以テ興り。田野以テ治り。衣食以テ足り。……先ヲ争ヒ租ヲ輸ス」(同上)のように、田畑(「心田」<後述>も含む)がよく耕され、衣食が足り、納税も確固とされる状態にすることであった。「富国安民」を行うべき主体は、庶民も含めた多くの人々(尊徳の言葉で、「天子」「国君」「幕府」「將軍」「諸侯」「君大夫」「人人」「郡長」「村正」「家主」「馬夫」<『二宮先生語録』26・102>)とされた。「富国安民」を行う時間は、「萬世」(『二宮先生語録』29)とされた。すなわち、「富国安民」とは、国内の多くの人々が協力して、全ての人の安定的な「衣食住を成り立たせる道」(後述)を追求し続けることであった。なお、尊徳は衣食住を指す場合に、衣食または食の言葉で代表させることもあった。

報徳社の人々は、時に「安民」のようにしない国家・自治体等を批判した。また、報徳社は、「富国安民」仕法の内在論理(やその論理に基づく活動)を継承した。例として、遠江国報徳社『遠江国報徳社定款』(明治40年1月)における呼称で述べれば、「遠社」は、「町村報徳社勸業奨励」「公益慈善事業」「教育」「社中内外町村天変非常ノ災害恤救」「損害補償」「開墾植林道路堤防用悪水路及耕地整理」「難村旧復」「飢饉凶歳救助」「農商工業及水産業等資本ノ為メ(の貸し付け—引用者注)」等を行った。

上記の論法・手続きによる先行研究は、上記(1)と(2)を見落としてきた。特に、政治史、政治思想史の先行研究の多くは、報徳社の性格として、「富国強兵」または「強兵」と大きく関わるところの天皇制、(国民)支配、等を強調してきた。しかし、「富国安民」は、「富国強兵」と「富国」の部分の同一趣旨であっても、人々の犠牲を強いる「強兵」とは大きく異なるところの「安民」の方向で、多くの人々が協力して、実際に困窮者を救済したり、困窮に陥らないように農業上の知識・技術の普及や教育・学習活動をするものである。また、(1)を見落とさなかった極少数の先行研究でも、(2)の系譜を実証的に明らかにしてこなかった。

### 3. 本稿の課題・方法

本稿では、上記の問題を解決する手段としての新たな論法・手続きとして、あらかじめ作られた図式・枠を設定せずに、<a. 報徳思想の内在論理(やその論理に基づく教説・考え方)・報徳仕法の内在論理(やその論理に基づく活動)の明確化→b. 近代日本における報徳社の考え方・活動を(一次史・資料等を使用して)明らかにしたうえで、報徳思想の内在論理(やその論理に基づく教説・考え方)・報徳仕法の内在論理(やその論理に基づく活動)と、近代日本における報徳社の考え方・活動との関係の考察→c. 近代日本における報徳社の性格づけ>という論法・手続きをとることを提示する。aにおいては、なるべく尊徳自身の言葉・活動や、彼の意図する脈絡に沿うことが必要となる。bにおいては、どのような報徳思想の内在論理(やその論理に基づく教説・考え方)・報徳仕法の内在論理(やその論理に基づく活動)を、報徳社が継承したかという観点だけでなく、報徳社に報徳の趣旨と違った解釈・活動があったか、という観点も用意する必要がある。なお、bにおいては、報徳社に着目

する際に活動に重点を置くことが適切と思われる。それは、以下の理由に基づく。①報徳思想は、活動に結びつくものであった。②報徳社では、活動に思想面も表われていた。③報徳社は、何よりも実践（躬行）を重視した。④先行研究では、報徳社の活動を（一次史・資料等を使用して）明らかにする作業が弱かった。（注．この段落で言う報徳社は、「はじめに－1．本稿の意図」で述べた近代日本における報徳社に限定されない。）

本稿における a では、前述の本稿の意図、問題の所在から、図 3 中の〈ア〉〈ウ〉を明らかにする。その際、〈ケ〉も明らかにされることになる。

本稿における b では、前述の本稿の意図、問題の所在から、〈オ〉〈キ〉があったかを明らかにする。また、〈カ〉〈ク〉があったかも明らかにする。また、〈カ〉または〈ク〉があったら、〈カ〉または〈ク〉から〈ア〉〈ウ〉をみた場合に、〈イ〉〈エ〉があったかもみる必要が生じる。なお、本稿中では、〈イ〉〈エ〉〈カ〉〈ク〉〈ケ〉は記号でも指摘する。

図 3．本稿における報徳思想・報徳仕法の内在論理と報徳社との関係を考察する視点

	報徳思想・報徳仕法	報徳社
思想面	<p>○報徳思想（特に「富国安民」思想）の内在論理 （やその論理に基づく教説・考え方）〈ア〉</p> <p>○〈ア〉の中で、別々の論理の絡まり 合いが生じやすい部分〈イ〉</p>	<p>○〈ア〉を継承した側面〈オ〉</p> <p>○報徳の趣旨と違った解釈 〈カ〉</p>
活動面	<p>○報徳仕法（特に「富国安民」仕法）の内在論理 （やその論理に基づく活動）〈ウ〉</p> <p>○〈ウ〉の中で、別々の論理の絡まり 合いが生じやすい部分〈エ〉</p>	<p>○〈ウ〉を継承した側面〈キ〉</p> <p>○報徳の趣旨と違った活動 〈ク〉</p>

〔備考〕図には表われていないが、尊徳、報徳思想・報徳仕法に関して、①明治期における報徳主義批判・報徳社批判、先行研究、等により誤解された部分、または②誤解されやすい部分〈ケ〉もある。

なお、〈オ〉〈カ〉〈キ〉〈ク〉に関しては、以下の拙稿で言及したので、本稿中では、その言及した論稿を以下の(A)~(I)のいずれかの記号で示す。

(A) 『『遠江国報徳社』の教育活動の実態－『(中央)報徳会』成立以前を中心に－』、筑波大学院博士課程教育学研究科『教育学研究集録』第10集、昭和61年10月。

- (B) 「近代日本における報徳社の教育活動に関する研究 (II)－『掛川農学社 (舎)』の『集談会』を中心に－」, 『金沢大学大学教育開放センター紀要』第9号, 金沢大学大学教育開放センター, 平成元年3月。
- (C) 「近代日本における報徳社の教育活動に関する研究 (I)－『杉山報徳社』と『杉山青年報徳学舎』の活動を中心に－」, 『金沢大学大学教育開放センター紀要』第8号, 金沢大学大学教育開放センター, 昭和63年3月。
- (D) 「近代日本における報徳社の教育活動に関する研究 (III)－橋本孫一郎の『双松学舎』の経営を中心に－」, 『金沢大学大学教育開放センター紀要』第10号, 金沢大学大学教育開放センター, 平成2年3月。
- (E) 「『二宮尊徳翁五十年記念会』以前における報徳社とその周辺」, 『金沢大学大学教育開放センター紀要』第12号, 金沢大学大学教育開放センター, 平成4年3月。
- (F) 「『二宮尊徳翁五十年記念会』発起人による報徳社視察・調査」, 『金沢大学大学教育開放センター紀要』第11号, 金沢大学大学教育開放センター, 平成3年3月。
- (G) 「明治期における『(中央) 報徳会』に関する基本的資料」, 『淑徳大学社会学部研究紀要』第33号, 淑徳大学社会学部, 平成11年3月。
- (H) 「明治期における『(中央) 報徳会』の教育活動－機関誌『斯民』による啓発－」, 日本生涯教育学会第21回大会発表資料, 平成12年11月。
- (I) 「明治期における『(中央) 報徳会』機関誌『斯民』の鈴木券太郎記事の報徳解釈」, 『淑徳大学社会学部研究紀要』第35号, 淑徳大学社会学部, 平成13年3月。
- (J) 「日露戦争後における岡田良一郎の報徳社経営」, 『静岡県近代史研究』第16号, 静岡県近代史研究会, 平成2年10月。
- (K) 「明治後半期における報徳による模範村成立要因に関する一考察－静岡県庵原郡庵原村杉山を事例として－」, 『日本生涯教育学会年報』第13号, 日本生涯教育学会, 平成4年11月。
- (L) 「明治期における報徳社批判に対する報徳社の人々の反駁」, 『淑徳大学研究紀要』第28号, 淑徳大学, 平成6年3月。
- (M) 「大正後半期とその前後における報徳社の社会事業・社会教育に関する活動の実態－飯田栄太郎主導の活動を事例として－」, 『千葉県社会事業史研究』第24号, 千葉県社会事業史研究会, 平成8年10月。
- (N) 「昭和恐慌下における佐々井信太郎の『国民生活建直し』構想」, 『淑徳大学研究紀要』第29号, 淑徳大学, 平成7年3月。
- (O) 「昭和前期の千葉県社会事業協会における報徳導入をめぐる動向」, 『千葉県社会事業史研究』第22号, 千葉県社会事業史研究会, 平成6年10月。
- (P) 「千葉県社会事業協会における報徳を活用した社会事業」(前田寿紀, 長谷川匡俊, 金子

- 光一「千葉県における方面委員活動の研究(1)」のII),『淑徳大学社会学部研究紀要』第31号,淑徳大学社会学部,平成9年3月。
- (Q)「昭和一五年から同二二年における内務省訓令による常会に関する考察」,『千葉県社会事業史研究』第23号,千葉県社会事業史研究会,平成7年11月。
- (R)「戦時中における『大日本報徳社』」(『日本報徳運動雑誌集成』解題)の(六)],『日本報徳運動雑誌集成』別巻,緑蔭書房,平成9年11月。
- (S)「敗戦体験後における報徳主義者佐々井信太郎の社会建設への提言—普遍的原理に着目して—」,『千葉県社会事業史研究』第29号,千葉県社会事業史研究会,平成13年10月。
- (T)「生涯学習都市掛川におけるまちづくりと報徳」,『日本生涯教育学会年報』第16号,日本生涯教育学会,平成7年11月。

### I. 報徳思想・報徳仕法と報徳社との関係をみる際の留意点

二宮尊徳の報徳思想・報徳仕法自身が,時間を経て完成されていったり,報徳仕法が時・場所,主体・対象により趣を違えたりしたので,尊徳と接した弟子等が一樣に同じものを受け取ったとは考えられない。また,尊徳は,体験知・直観知でなければ実際の役には立たないと信じていたから,「初期にあつては,その門弟達が彼の所説を筆録することを禁止した」(後には,寧ろ勧奨した)と言われる(宮西一積『二宮哲学の研究』理想社,昭和44年,P.84)。こうしたことから,活字であれ言葉であれ,弟子等が近代日本に報徳思想・報徳仕法を伝えたものは吟味する必要はある(門人その他の著作の資料としての価値については,前掲,宮西一積『二宮哲学の研究』:佐々井典比古「尊徳研究のための新資料」,二宮尊徳生誕二百年記念事業会報徳実行委員会編『尊徳開頭—二宮尊徳生誕二百年記念論文集—』<以下,『尊徳開頭』と略称>,有隣堂,昭和62年,PP.230~248,等を参照されたい)。特に,良一郎が弟子として尊徳に接したのは,数え年16才(以下,人物の年齢は数え年で統一)の若さから始まり,わずか2年余り(その後,二宮弥太郎<尊行。尊徳の息子。以下,尊行と略称>・富田の指導を受ける)であったことも考慮する必要はある。

表1のように,報徳思想・報徳仕法を知る手がかりとなる印刷物は,時間の経過と共に出版された。したがって,印刷物の出版の状況を考慮に入れて,報徳社がいつ,どのような報徳思想・報徳仕法の内在論理を知り得たかをある程度は考える必要がある。また,表1における明治期の印刷物は,ほとんどが尊徳自身の執筆ではなく,富田,福住,斎藤,等の弟子によるものである。報徳思想・哲学を知りえるものとしての尊徳自身の著作になる第一資料中の根本理論を表わしている『三才報徳金毛録』『萬物一円鏡草稿』『萬物発言集草稿』『悟道理論草案』『報徳訓』等(なお,『三才報徳金毛録』は書家の不退堂の編集)や多くの報徳

表1. 二宮尊徳の報徳思想・報徳仕法を知る手がかりとなる印刷物の出版の状況

著者	書名	出版年	出版社等	備考
富田高慶	「富田氏認報徳教三冊」(写本は『報徳経』)	『報徳経』は、嘉永3年		『報徳論』『報徳記』の先駆
福住正兄	『富国捷徑』初篇～四篇	明治6年～同8年		
福住正兄	『二宮翁道歌十首解』	明治8年		
岡田良一郎	『活法経済論』	明治12年		
福住正兄	『富国捷徑』訂正増補 初篇 附録	明治12年	有隣堂	
岡田良一郎	『報徳富国論』	明治14年		
富田高慶	『報徳記』	明治16年	宮内省	著作の発端は嘉永3・4
福住正兄	『二宮翁夜話』	明治17年～同20年	静岡報徳社	
岡田良一郎	『報徳学齋家談』	明治18年	森点閣	
富田高慶	『報徳記』	明治18年	農商務省	
斎藤高行	『報徳外記』	明治18年	駿河国東報徳社	
福住正兄	『富国捷徑』首卷	明治18年		
富田高慶	『報徳記』	明治19年	大日本農会	
岡田良一郎述	『報徳演説筆記』	明治23年	帝国農家一致協会	榛原元三郎編
幸田露伴	『二宮尊徳翁』	明治24年	博文館	
福住正兄	『二宮翁道歌解』	明治25年～同26年	『大日本帝国報徳』	左は「遠江国報徳社」機関誌
斎藤高行	『誠明二宮先生語録』	明治25年～同32年	『大日本帝国報徳』	
富田高慶	『報徳論』	明治29年	興復社	
二宮尊親編	『道歌集』	明治30年	有隣堂	尊徳道歌を網羅
豊田正作	『報徳教林』	明治30年～同35年	『大日本帝国報徳』	
岡田良一郎	『淡山論集』	明治31年	遠江国報徳社	
福住正兄	『二宮翁道歌解 全附報徳すゝ免』	明治33年	報徳学図書館	
土井亀之進	『二宮尊徳翁道徳経済論』	明治35年	茗溪会	
斎藤高行	『二宮先生語録, 報徳外記』	明治36年	育成会	『日本倫理彙編』巻之十。全5巻中4巻まで
二宮尊親	『二宮尊徳報徳分度論』	明治36年		
編集人不明	『報徳羽林集』	昭和3年	『大日本報徳』第5編, 第6編	豊田正作『報徳教林』の抜粋
佐々井信太郎編	『二宮尊徳全集』第10巻～第33巻	昭和3年～同6年	二宮尊徳偉業宣揚会	報徳仕法関係
佐々井信太郎編	『二宮尊徳全集』第36巻	昭和6年	二宮尊徳偉業宣揚会	弟子の著多数。『二宮先生語録』5巻初公表
佐々井信太郎編	『二宮尊徳全集』第1巻(原理)	昭和7年	二宮尊徳偉業宣揚会	報徳思想関係
斎藤高行	『報徳秘稿』上	昭和51年	相馬郷土研究会	
佐藤高俊編 同	『報徳秘稿』下	昭和52年	相馬郷土研究会	

仕法の内容が、報徳社の人々の目に触れやすくなるのは、昭和初期出版の『二宮尊徳全集』（以下、『全』と略称）によると思われる。ただし、この昭和初期を待たねば、報徳思想・報徳仕法の内在論理が知られなかったとは単純に言い切ることはできない。何故ならば、表1における明治期の弟子による印刷物の中には、以下の理由により信用に足るものがあり、それらが報徳思想・報徳仕法の内在論理を示しているからである。まず、富田『報徳経』（『報徳論』『報徳記』の先駆）は、尊徳存命中の公式書物であり、尊徳の校閲を経ていると考えられる。次に、富田『報徳記』は、従来尊徳没後の安政3（1856）年11月に書きあげたとされてきたが、著作の発端は尊徳存命の嘉永3（1850）～同4（1851）年であることがわかった（前掲、佐々井典比古「尊徳研究のための新資料」P.234）。したがって、尊徳もそれをある程度知っていたことも考えられる。いずれにせよ、『報徳記』は、わずかな誤述もあるものの、尊徳が強く信頼していた身内の富田（妻は尊徳の娘文子）が、誠意を込めて書き残そうとしたものである。次に、福住『二宮翁夜話』、斎藤『二宮先生語録』は、尊徳が筆録を勧奨した後のもので、尊徳の後年への書き残しの意図が入っていると考えられる。両者に重なる記述からも、福住・斎藤の主観により曲げられていないことが推察される。また、両書が尊徳自身の著作になる第一資料の体系的理解に大きく役立つことも、それらの信頼性を高めている。なお、「遠社」機関誌（明治25年3月創刊）、「大社」機関誌にも、報徳思想・報徳仕法の内在論理を示している史・資料が掲載されている。

報徳思想の難解な一円観に関しては、長年かかって少しずつ明らかにされ、現在も明らかにされつつある。このことは、近代に入ってすぐに報徳社の人々に一円観が理解されたとは言いがたいことを示している。以下に、一円観理解に関する長年の歴史をみでみる。

- ①一円観が書かれてある『三才報徳金毛録』は、「二宮先生に直接指導を受けた人々でも、容易に見せてもらえなかった。多くの門人がいよいよ門を辞して帰る時に、そのうちの一二を筆写することを許された位」（佐々井信太郎『二宮尊徳の体験と思想』一円融合会、昭和38年、P.171）と言われている。
- ②嘉永3年出版の富田高慶『報徳経』で、「円相によりて、もつて天地万物の理を究む」と指摘。しかし、その後長らく一円観の深い考察がなされないままとまった。
- ③『大日本帝国報徳』第2号（報徳学図書館、明治25年4月、PP.1～2）に、『三才報徳金毛録』中「男女五倫之解」に類似した円相の図と解が「不退堂純応書」として掲載された。
- ④留岡幸助が、「二宮尊徳翁の主義及人格」（一）（『斯民』第1編第1号、報徳会、明治39年4月、PP.5～29）等で「円相」に言及。ただし、深い考察にはなっていない。留岡がどこでこの「円相」を手に入れたかは不明。
- ⑤明治40年、井口丑二が、日光今市にある「報徳全書」（鈴木藤三郎が、私財を投じて明治39年1月～同40年11月まで写本させた約2500冊の写本）全てを見た。井口は、その後『報徳

物語』（内外出版協会，明治42～43年），『報徳溯源』（内外出版協会，明治43年），『大二宮尊徳』（平凡社，大正15年）を著述。

- ⑥二宮尊親編『二宮尊徳遺稿』（中央報徳会，大正3年）に『三才報徳金毛録』が掲載された。尊親は，尊徳の孫。
- ⑦前掲，佐々井信太郎『二宮尊徳の体験と思想』によると，大正3年3月頃，佐々井が⑥の『三才報徳金毛録』を始めて閲覧し，解釈を重ねて大正5年に『報徳教の根本義』として印刷し，昭和7年に『全』最後の配本として第1巻（原理）を刊行し解題を書いた。なお，佐々井による『三才報徳金毛録』解釈の到達点は，『二宮尊徳の体験と思想』のものと思われる。
- ⑧一円観理解は，宮西一積により，その著書，前掲『二宮哲学の研究』で深められた。
- ⑨一円観理解は，下程勇吉により，その著書『増補 二宮尊徳の人間学的研究』（広池学園出版部，昭和55年）他で深められた。

なお，以下『全』第1巻（原理）所収の文献を多用するが，使用した文献を以下のように略称する。『三才報徳金毛録』→『金毛録』，『一体三行録』→『三行録』，『萬物一円鏡草稿』→『一円鏡』，『天命七元図』→『七元図』，『萬物発言集草稿』→『発言集』，『悟道理論草案』→『悟道理論』，『天保四癸巳年日記』→『天保四年日記』，『三才独楽集』→『独楽集』，『天禄増減鏡草稿』→『増減鏡』，『萬物知止編草稿』→『知止編』，『開発勤行談草稿』→『勤行談』（『金毛録』は，奈良本辰也校注『二宮尊徳 大原幽学』<以下，『二宮 大原』と略称>（日本思想大系52），岩波書店，昭和48年，を使用）。また，『全』第36巻（別輯 門人集）所収の文献も（信頼できると判断した範囲で）使用するが，使用した文献を以下のように略称する。『報徳論』→『論』，『報徳記』→『記』，『報徳外記』→『外記』，『二宮先生語録』→『語録』，『富国捷徑』→『捷徑』，『二宮翁夜話』→『夜話』（『夜話』は，特別なものを抜かして，前掲『二宮 大原』を使用）。また，表1中の文献も（信頼できると判断した範囲で）使用するが，使用した文献を以下のように略称する。『報徳秘稿』→『秘稿』。なお，引用文の振り仮名は，文献の振り仮名の有無に関わらず，本稿筆者による。漢文は，本稿筆者が書き下し文にする。

## II. 二宮尊徳における報徳思想・報徳仕法の形成

### 1. 二宮尊徳と報徳思想・報徳仕法

尊徳は，荒廃・疲弊した農村・人・土地の現実を直視し，いかに農村を復興させ，食って着て生きねばならない人間を生かし，人間社会をつくっていくかという大きな課題に向かい合い，様々な人生経験を経ながら，独自の活動に結びつく報徳思想，理論的体系性を備えた

報徳仕法を形成していき、報徳仕法の実践に生涯を捧げた。

以下では、尊徳が報徳思想・報徳仕法の内在論理をもつことに大きく関わったところの彼の農民観・為政者観、人生観、社会観(特に、社会改良の側面)、政治観、等が表われた思想・仕法が形成されていく状況を、時代・周囲の状況・報徳仕法の実践等との関わりから捉えてみる。

ここで、「報徳」「仕法」「報徳仕法」の語句の成立について、簡単に説明しておきたい。「報徳」という言葉が、尊徳により使用されるようになったのは、伝によると天保2(1831)年正月26日、朱子学的儒教教養をもつ小田原藩主大久保忠真(後述)に尊徳が面接して、桜町仕法第1期計画の遂行を報告した際、大久保から汝の事業は論語の「以德報徳」の意味に合うと言われたことに始まると言われている(前掲、宮西一積『二宮哲学の研究』P.38, 他)。また、一般に尊徳の「(報徳)仕法」と呼ばれているものは、「趣法」(最も早く使用された語句で、『全』の仕法書類によると、文化12<1815>年からと思われる)、「主法」,「旨法」,「仕法」(『全』の仕法書類によると、文政5<1822>年からと思われる)と適宜使用されたものである。いずれも仕方、方法と同義に解して差し支えないと思われるが、事業や活動そのものを指した場合もある。「仕法」の語句が文政5(1822)年、「報徳」の語句がその後の天保(1830~)初期から使用され、天保以降に「報徳仕法」と熟して使用されるようになったと考えられる。本稿では、便宜的にどの時期でも「仕法」または「報徳仕法」と統一して使用することにする。

## 2. 二宮尊徳が生きた時代

尊徳は、天明7(1787)年7月23日(太陽暦換算9月4日)、相模国足柄上郡栢山村(現神奈川県小田原市栢山)に生まれた。天明の大飢饉の最中であつた。また、松平定信が老中首座となつた年で、後に松平は寛政の改革を始めた。松平が、自叙伝『宇下人言』で天明の午と子の年の間に140万人減少と述べたその時期であつた。

尊徳が生きた時代は、江戸時代(慶長8<1603>年~慶応3<1867>年)でも、幕藩体制が揺らぎつつあつた時期にあたる。外からは、鎖国政策を根底から揺るがす異国船の接近があつた。内からは、貨幣経済の浸透により幕藩制経済の動揺が激しくなつた。

江戸時代は、封建社会(本稿で言う「封建社会」とは、江戸時代<徳川時代>において、分権的な政治体制内で、支配階級と被支配階級により構成された社会を指す)であつた。土地を経済の基盤とし、土地から生産される農作物、特に米が経済価値の基準であつた。原則として、米納年貢制であつた。江戸時代には、社会機構として、士農工商の階級制度が確立された。士は、順位として最も上位に置かれ、支配階級として苗字・帯刀が許可され、領主から与えられた知行地・俸祿を世襲し、主君への忠誠を要求された。その一方で、庶民への「切り捨て御免」等の特権が与えられた。農工商(本稿では、庶民と呼称)は、被支配階級

であり、所定の貢租・課役の負担義務が定められた。長岡藩儒者高野常道の著と言われる『昇平夜話』（寛政8<1796>年成立）では、徳川家康の言葉として「郷村の百姓共は死なぬ様に、生ぬ様に」を年貢徴収の考え方にしていたが、こうしたところには為政者の農民観が表われている。武士階級は、士農工商の序列を強調することで、社会的秩序を維持しようとした。

しかし、米経済の封建社会の中に、異質な貨幣が内在していた。商品貨幣経済は、交通の発達、人口の都市集中、商業的農業の発達、等と関連して、次第に社会的勢力を増し、両替、為替取り引き、倉宿、等金融を扱う商人の勢力が強まった。尊徳に書簡で入っていた大坂の状況は、「金銀沢山は、御申越之通相違無之、乍然仁者有之、飢饉之愁、人民之困窮相除可申抔と之人は、未一向承り不申候」（伊谷治部右衛門による二宮金次郎宛書簡、<天保8年>10月26日付、『全』6、P.359）等というものであった。

商品貨幣経済の社会的勢力が増したことは、必然的に米経済を圧迫し、米経済に依存する士農の階級を困窮化させ、封建社会を動揺させた。士農の階級の困窮化は、両者の利害対立を生み、士は、農から過重な貢租を課し収奪・搾取する方法でこうした状況に対処しようとした。苛酷な収奪・搾取に苦しみ、耕作地の放棄、都市への流入、行商人への転向、等をする農も多かった。潰百姓、浮浪、行き倒れ、間引き、もあった。荒地も増大した。百姓一揆も起こった。

こうした状況を一層促進したのが、飢饉であった。大きいものとしては、享保の大飢饉（享保17<1732>年～）、天明の大飢饉（天明3<1783>年～同8<1788>年）、天保の大飢饉（天保3<1832>年～・同7<1836>年～）があった。このうち、尊徳が報徳仕法で対処したのは、天保の大飢饉である（天保7年の大飢饉時の烏山仕法では、900名弱の人命救助をして1人の餓死者も出さなかった）。

江戸時代の制度は、徳川の初世に定めた格式を重んじ、幕府本位の徳川百箇条と言われる祖法を維持することが基本であり、これを根拠づける儒学、特に朱子学が奨励された。朱子学は、官学の地位を得た。しかし、朱子学による農民教化では農村の現実的危機は救えないでいた。

### 3. 幼少年期と自家再興

尊徳の生家では、父利右衛門が家督を相続した頃には、2町3反余りの田畑があったが、打ち続く災害で没落の一途をたどった。寛政3（1791）年、尊徳5歳の時、酒匂川が決壊し、家田の大半を失った。同12（1800）年には父を失った。母と2人の弟が残され、尊徳は、『大学』等を読み貧困からの脱出を思案した。享和2（1802）年、尊徳16歳の時には母よしを亡くした。

尊徳は、この頃のことを後に「或は父母之丹誠を尽せし大恩を報ぜんと欲し、或は兄弟を養育せんと欲し、或は親類縁者之助成に預り候恩義を報いんと欲し」（『勤方住居奉窺候書付』

天保14年12月10日付、『全』20, P.739。幕府提出書類)と述懐したが、尊徳には、この頃既に自発的な報徳思想が芽生えていた。また、「或は朋友之貧苦を余荷はんと欲し、或は吾が如き極難困窮、暮方便り<sup>すくな</sup>鮮き者を恵まんと欲し」(同上)とも述懐したが、この言葉から隣人愛、利他の精神が芽生えていた様子が伺える。

この後、尊徳は、伯父万兵衛方に寄食した。ここで、百姓に学問はいらないと言われ、読書する灯油を自ら用意する為に、仙了堤に一握の菜種を蒔き、収穫を得た。また、流失田の一角に捨苗を植え、米1俵余りを得た。これらのことから、「積小為大」の道理を発見した。尊徳は、自然の理を読み取り、遅しく自らの生活に活用した。

尊徳は、20歳で自家に戻り、質地9畝10歩の田を買い戻した。自家再興の悲願に燃え、勤行し続け、24歳で1町4反5畝25歩の田地所有者となった。しかし、この時点の彼には、まだ自家再興のみにとどまった考え方、行動の側面が強かった。彼は、後にかつて行った自家再興の勤行を「私欲身勝手而已一途に存込」(二宮金次郎より山内総左衛門宛書簡、<弘化2年>1月23日付、『全』7, P.382)と反省した。

#### 4. 小田原藩主大久保忠真との関わり

尊徳は、26歳で小田原藩家老服部十郎兵衛家に入り、若党として服部家を建て直した。この頃は、自家再興の域を踏み出していた。

尊徳に、上記「私欲身勝手而已一途に存込」から、利他の境地に至らしめる大きな契機を与えたのは、小田原藩主大久保忠真(天明元<1781>年~天保8<1837>年。京都所司代も勤める。文政元<1818>年~老中)であった。大久保は、文政元(1818)年11月、尊徳32歳の時、彼を「兼々農業精出し、心掛宜趣相聞、尤人々次第は有之候得共よき儀にて、其身は勿論村為にも成、近頃惰弱なる風俗中、殊に一段奇特之儀に付ほめ置、役勤るものは、其身怠りては萬事不相届事にて、小前之手本にも相成儀故、弥相励可申候」(前掲『勤方住居奉窺候書付』P.740。神奈川県指定重要文化財「二宮尊徳関係資料」中の『大久保忠真表彰状』、「報徳博物館」収蔵)として表彰した。このことが、尊徳に大きな感激を与え、「自他を振替、村為に相成候様取計」(前掲『勤方住居奉窺候書付』P.741)の考え方をさせることになったと思われる。すなわち、尊徳の思想に一大転機をもたらし、彼を「私欲身勝手」から、利他・「村為」に覚醒させたと思われる。

大久保は、尊徳を抜擢して、彼に大久保家の分家である旗本宇津帆之助の知行所、下野国芳賀郡桜町領(現栃木県芳賀郡二宮町・真岡市)4千石の復興の命を出した。待遇は、名主役格であった。大久保が、尊徳の才能を見抜いて、彼を如何に高く評価していたかは、大久保が「一朝天下事あらんか、小田原十二萬石の士民、命を柏山の百姓の子に聴かん」(前掲、井口丑二『大二宮尊徳』P.24。振り仮名は省略)と侍臣に語ったことや、2人のやりとりからも伺える。

しかし、自家再興をし、先祖・父母への孝の道を立てた尊徳にとって、先祖からの土地を手放すことになる桜町復興の命は、君公に対する忠になるとはいえ、複雑なものであった。尊徳は、孝と忠との間で矛盾に葛藤した。彼は、「民を安ずるを以て孝と」（『記』巻1）し、「一家を廃し萬民の疾苦を除き上君の心を安んじ下百姓の経営を安んぜば、父祖の本懐何事か之に如んや」（同上）と考えることにより、この矛盾を解消した。その時の心境は、「一家を廃」して「萬家を全くせん」（同上）であった。彼は、自分の所有物を金に替え（『家財諸道具売払帳』『御金銭貸附書出帳』、前掲、神奈川県指定重要文化財「二宮尊徳関係資料」）、それを桜町仕法に提出し、小田原藩の下附金を謝絶した。

##### 5. 桜町仕法とそれを契機とした思想的成長

文政4（1821）年8月、尊徳は野州桜町に行き、視察・調査し、桜町の現状を直視した。この視察・調査時の状況かはわからないが、彼が見た桜町の現状は、富田『記』では、「衰廢極り方今の貢税……減少し、家々極貧にして衣食足らず身に敝衣を纏ひ口に糟糖を食ひ耕耘の力なく徒に小利を争ひ公事訴訟止時なく、男女酒を貪り博奕に流れ私欲の外他念あることなく、人の善事を悪み人の悪事災難を喜び他を苦しめ己を利せんことを計り里正は役威を借り細民を虐げ細民は之を憤り互に仇讐の思ひをなし、稍損益を争ふに至ては忽ち相闘ふに至れり」（『記』巻1）、斎藤『語録』では、「戸口消耗。田野荒蕪。民其ノ生ヲ聊ンゼズ。是レ土地瘠薄之致ス所也。……未タ永遠保存之道ヲ見ザル也」（『語録』88）、「野州素ヨリ荒蕪多シ」（『語録』89）、「野常二州。土地瘠薄。庶民貧困。郡邑衰弊」（『語録』452）、であった。また、桜町では、尊徳に賄賂を贈ろうとしたものもあった（『夜話』84）。

尊徳は、視察・調査の最中に、役人・百姓惣代に仕法着手を公表した。公表した公文書『御知行所被仰渡書留』（文政四巳年八月より同年十月まで、『全』10, PP.790~793）には、現状、見通し、直す方向・方法、等が書き記されている。この中で注目に値するのは、「源は畢竟知行所近辺国風悪敷、農業未熟にて及困窮」のように、知行所近辺を問題の源とし、知行所も無関係ではないことを認識している点、「百姓之本業を守相励、従来惰弱之国風を改、生るゝ子を大切に致養育」のように、「生るゝ子」に対する配慮がある点、等である。

文政6（1823）年3月13日、尊徳は家族を連れて桜町に着任した。彼は、「吾神代の古に、豊葦原へ天降りしと決心し、皇国は皇国の徳沢にて開く道こそ、天照大御神の足跡なれと思ひ定めて、一途に開闢元始の大道に拠りて、勉強せしなり」（『夜話』134）のように「皇国は皇国の徳沢に」よって開かれてきたところの「開闢元始の大道」を桜町復興の規範とした。これは、日本を特別視する考え方ではない。そのことは、彼が、「異国より御入用米金来り候儀も有之間舗、土地と民力と只御仁政之外有御座間敷候、萬国逆も同前之儀」（『御知行所御引渡演舌書』、宇津帆之助宛、天保8年12月付、『全』11, P.1228）と述べたことから伺える。

尊徳は、「開闢の昔、(天照大神が一引用者注) 芦原に一人天降りしと覚悟する時は、流水に潔身せし如く、潔き事限りなし」(『夜話』134)とみ、「只此覚悟一つのみ」が「事を成すの大本」(同上)として勢い込んだ。また、桜町では「床の傍に、不動仏の像を掛」(『夜話』50)た。不動尊を「動かざれば尊し」(同上)と解し、「功の成否に関せず、生涯此処を動かじと決定す、仮令事故出来、背に火の燃付が如きに立到るとも、決して動かじと死を以て誓」(同上)った。不動仏の像を掛けたことは、決心の固さを大久保・宇津両家に示し、領内の尊徳への理解者の気持ちを固めようとした計らいと思われる。また、このことに尊徳の言行一致を貫く意志の強さもみることができる。

野州では、報徳仕法以前に寛政期を中心に領主的農村復興仕法が試みられたが、それは「風俗匡正と悪弊除去という教化主義に徹し、きわめて精神主義に片寄っ」(河内八郎「常野地方の歴史的風土と報徳仕法」, 前掲『尊徳開闢』P.120)ていた。これに対し、尊徳は、①領主に納める定免(毎年の生産額に関係なく年貢を徴収すること)額を上回る超過収納分を仕法費用として再生産にあて、10年間の定免によって増徴を回避すること、②荒廃以前の収納高と、過去10年間の収納高の平均とを足して2で割ったものを、次の年以降の1年間で生産しようものとした見通しの設定、③借金の解消(3分の1を貸した側が勘弁する、3分の1を借りた側が質物を売却して積み立て解決する、3分の1を行政から拝借金を受ける)の推進、をした。また、彼は入百姓施策も行った。また、反対者をも組織の1員として扱った。

しかし、桜町では問題も多かった。村役人の懲罰・辞職、農民の欠け落ち、刃傷・欠け落ち・非行による入牢者発生、反対者による妨害(例、領主の役人・村役人の抵抗、小田原からの出張<文政10(1827)年~>藩士豊田正作の尊徳排斥運動)、村民の動揺、等があった。

強い覚悟で始めた桜町仕法でも順調に進んだわけではなかった。尊徳は、文政11(1828)年5月、物井村名主に持参させて、江戸の小田原藩邸に『以書附奉申上候』(飢之助様御知行所御取嚙御役人中様宛、文政11年4月付、『全』11, PP.1170~1175)という辞職願いを提出した。これは、鋭敏に、武士、農民、両者の問題点を見抜いて、対策の提言もしていた(その意味で、辞職願い提出は単なる職務放棄ではなく、武士自身にも反省・自覚させる計らいであった)。まず、武士に関しては、「困窮……、其源は百姓有過在即一人との儀、左候へば君の御不徳に可在御座候」と、困窮の過ちは殿の不徳によると明確に言い切った。また、「民は三代の直道にして被行候所以の由、……、潰残罷在候百姓風儀悪敷相成候とて、取捨候事も如何に」と、潰百姓に対する為政者の責任を指摘した。また、「御百姓後年之愁を不構、当座之手柄 御上様之御為筋を繕立申双、御収納取増事而已相働、我立身出世、御褒美之類を内心に含候」と、農民のことを考えずに、自分の手柄・立身出世を考えている家臣、支配階級の位置・富を保とうとする家臣の問題を指摘した。また、「役威に私を借り、名聞利欲に流候臣出て御政事不行届」と世評や利欲に流れる家臣の問題を指摘した。また、「御収納取増事

而已相働」<sup>しゅうけん</sup>「聚斂之臣」<sup>あら</sup>「土地を暴げ」のように、過重な貢租を課し収奪・搾取する家臣の問題を指摘した。次に、農民に関しては、「御年貢御上納可仕我家々之本業を捨置、小利に暮み」と、本業の農業を捨て、商売の小さな利益に目がくらむ問題を指摘した。また、「年来御用捨願出候へば、其根本を未取調、彼利欲名聞之心にて見分いたし、直に御引被 仰付其間、偽置候者共難有と申立、無理に取入、無餘儀愛し、上下能々取合」と、悪事にぐるになる問題を指摘した。また、「法を以道を破り」と、法を守るが道を破る問題を指摘した。次に、両者に関しては、「難有 御治世にて渡世仕、安く不尽力をして足り申故に上下我身を安く勤る事而已に志し」「上は下の人欲に泥取嘸、下は上の道心に随ひ人心を可奉諫は天理自然成儀を互に我都合能きやうに無理に取合、私欲に流、背天理に勤候故哉、暮方心気安き者鮮し」と、安逸、私欲に流れる問題を指摘した。さらに「小前之内成とも、耕作に入力を、為正直、慈悲深、才智御座候て、若御用にも相立候もの御座候はゞ、見出申付度候」(平百姓でも、耕作に尽力し、正直で慈悲深く、才気と知恵があり、御用に役立つ者なら、任用すべき)他多数の思い切った対策の提言もした。

順調に進まない桜町仕法の最中、尊徳は、文政12(1829)年3月、43歳で願をかけて成田山新勝寺に参籠し、20余日不動尊に祈誓して、断食・水浴び苦行をした。

この成田山参籠は、尊徳の内面に大きな変化をもたらしたと思われる。まず、以下に、桜町仕法時からの内面の変化をたどることができる尊徳の言葉・歌、行動を列挙してみよう。

- (1)桜町(文政6<1823>年~)における「覚悟一つのみ」(『夜話』134)、「動かざれば尊し」(『夜話』50)の不動心(前述)。
- (2)-①文政7(1824)年7月24日、「朝あきがお宛に、真垣の遠(き)々、おもいかな」(『歳中日記帳』文政七年申六月より、『全』35, P.304)。
- (2)-②文政9(1826)年8月18日、「うわむきは、柳と見せて、世中は かにのあゆみの、人こゝろうき」(『年中日記帳』文政九年戌正月、『全』35, P.340)。
- (3)文政12(1829)年3月、成田山参籠。
- (4)天保元(1830)年8月17日、「一円仁、御法正みのりき、月夜かな」「田畑乃、実法今宵の、月夜哉」「仁心に、民のこゝろの、つく世哉」「仁心に、民の心の、月夜かな」(『天保元年日記帳』、『全』35, P.406)。
- (5)天保元(1830)年9月12日、「初より、皆間違(の)の、言葉は 又間違ひは、落葉也けり」(同上, P.409)。
- (6)天保2(1831)年正月、桜町仕法、一応完成。

同年8月11日、「去十一月中大正院参会之節落書致し儀、……其文左之通り／二みやで、長く御趣法、するもよい 殿は宇津洩、村は滅亡。(中略)横山(宇津家が、尊徳支援の為に派遣した横山周平-引用者注)も、やたら狐に、ばかされて、この行先で、腹を切平」(『天

- 保二卯年 日記』、『全』35, P.417)。
- (7)天保2 (1831)年,「打こゝろあれはうたるゝ世の中よ うたぬこゝろのうたるゝはなし」  
 (『当座金銀米銭出入扣帳』, 天保2年正月吉日付, 『全』11, P.909)。
- (8)天保3 (1832)年11月13日,「始まりも, 終りも一つ, 己が身も, 一つのうちに, 一つ尊し」  
 (『天保三壬辰日記』, 『全』35, P.446)。  
 同年11月16日,「己身を, うちすてゝみよ, そのあとは, 一つの外に, 有物はなし  
 みんな一つの, こゝろなりけり」(同上, P.447)。
- (9)年月不明(桜町着任以降。成田山参籠以降と思われる),「必死する物と覚悟」(『夜話』10)  
 し「本来我身もなき物, 我家もなき物と覚悟すれば跡は百事百般皆儲なり」(同上),「予が  
 歌に『かりの身を元のあるじに貸渡し民安かれと願ふ此身ぞ』」(同上),「かりの身を我身  
 と思はず, 生涯一途に世のため人のためのみを思ひ」の考え方のもとに「国のため天下の  
 為に益ある事のみを勤め」(同上)る。
- (10)①天保4 (1833)年2月,「天地の和して一りん福寿草, さくやこのはな幾世経るとも」  
 (『独楽集』, 『全』1, P.879)。
- (10)②天保4 (1833)年2月,「二ツ気の和して一輪福寿草 さくやこの花幾代へるとも」(『天  
 保四年日記』, 『全』1, P.504)。
- (11)天保4 (1833)年9月,「本来善悪ハ人の定所也。」「本来善ハ悪定所なり」(『天保四年日記』,  
 『全』1, P.521)。
- (12)天保5 (1834)年秋,『金毛録』完成。同年,『報徳訓』著述。  
 『金毛録』中に,「忠勤を尽してその弊を知らざれば, 忠信にいたらず。忠勤を尽してその  
 弊あるを知らば, 必ず忠信にいたる。」(『金毛録』中「忠信解」, 『二宮 大原』P.44)。『報  
 徳訓』中に, 上記「忠勤を尽して……」の他,「仁愛ヲ尽シテ其弊ヲ知ラザレバ, 仁愛ニ至  
 ラズ, 仁愛ヲ尽シテ其弊有ルヲ知レバ, 必仁愛ニ至ル。」「孝行ヲ尽シテ其弊ヲ知ラザレバ,  
 孝行ニ至ラズ, 孝行ヲ尽シテ其弊有ルヲ知レバ, 必孝行ニ至ル。」他多数(『報徳訓』, 『全』  
 1, PP.560~562)。
- (13)天保13<1842>年6月,多くの土地からの仕法依頼に対し,「開闢以来萬代不朽之御趣法と  
 申,日に増し尋来り,辞するに違なく,困り入申候」,「入替り立替り相慕はれ候仕合」(二  
 宮金次郎による(小田原藩士)入江萬五郎,男澤茂太夫,山崎金吾右衛門宛書簡,<天保13  
 年>6月付,『全』15, P.651)。
- (14)嘉永5 (1852)年春,「花さけハ老も若きもへたてなく詠め<sup>ん</sup>さそふ春の山かな」  
 「嘉永五年春 先師私(福住正兄ー引用者注)宅へ入湯の時 湯本塔の沢の山々へ 桜苗  
 三千本を植付られ 自身指揮せられた」(福住『二宮翁道歌解』,『大日本帝国報徳』第5号,  
 報徳学図書館,明治25年7月,附録P.24)時の歌。

(15)年月不明,「予が道に従事して,刻苦勉励,国を起し村を起し,窮を救ふ事有る時も,必人民は報徳の力,何ぞ我に有らんやと謳<sup>うた</sup>ふべき也(必ず人民は,私は報徳の力など借りていないと歌うはずである—引用者注),此時是を聞て,悦ぶ者にあらざれば,我徒にあらざる也,謹めやへ」(『夜話』233)。

(16)年月不明(晩年,病状が重くなった頃),「予を葬るに分を越る事勿れ,墓石を立る事勿れ,……,只土を盛り上げて其傍に松か杉を一本植置けば,夫にてよろし」(『夜話』226)。

次に,以下に,上記の尊徳の言葉・歌,行動を解釈し,彼の内面を探ってみよう。

(1)では,成功は自分の覚悟一つとしている。自分は正しく人々の先を行き,力が大きく,人々はついて来るものだと信じている状態であると思われる。また,「動かざれば尊し」の不動心は,知らずのうちに,彼の心を堅固にし,周囲の一部を寄せつけなくしたと思われる。彼の理想が,精神的余裕のある一部の賢者には認められても,彼が,不満の重なった武士・農民の心を奥深くまで照らすまでには至らなかったと思われる。忠を尽くして仕事をする余り,期せずして敵をつくる「弊」ある「忠勤」に陥ったと思われる。

その結果,思い通りにならず,(2)①の歌のように,朝顔が真垣を遠いと思うような心境に陥らざるを得なくなった。この時も,彼は,真垣を高いところに置いている。知らずのうちに,自分は高いところが見えていると思ってしまうことにもなる。

(2)②の歌のように,周囲の悪い面ばかりが気になり,それを嘆いている状態である。

(3)は,袋小路に入った自己を見つめ直した行動と思われる。(8)の歌にある「己身を,うちすて」ることが,成田山参籠から遠くない前後または成田山参籠中のどこかに訪れたと思われる。

(4)の歌のように,「一円仁」(後述)であれば,一円に正しくみのると悟ったと思われる。

(5)の歌のように,始めに間違いがあると,結果も間違いになることを知ったと思われる。「虚種ヲ播ケバ。……虚実ヲ結ブ」(『語録』382)に通じる考え方と思われる。

桜町仕法が,一応完成し,精神的余裕ができたと思われる。完成の少し前には,(6)の言葉からわかるように,尊徳・横山への批判の落書きを書き取る余裕もできている。

(7)の歌のように,自分が打たれたのは,自分に「打こゝろ」という非があったからと思うようになる。彼は,批判精神旺盛で,鋭いがゆえに周囲を打ってしまったと思われる。また,闘争・対立だけからはよいものが生まれにくいことを悟ったことも伺える。

(8)の歌のように,「己身を,うちすてゝ」,「一円仁」の心で生きれば,尊い「一」(後述)に近づくと悟ったと思われる。

(9)の言葉は,我のものだと思っている「かりの身」を「元のあるじ」(天地)に一旦貸し渡して,「元のあるじ」が我に徳を与えてくれたように,「世のため人のため」を思い,「国のため天下の為に益ある事」を勤めるしかないという考え方に至ったものである。天保3(1832)

年12月2日の「つとめつくし、のこる<sup>(こ)</sup>ところは、てんしだい」(『天保三壬辰日記』、『全』35, P.451), 「其身への在所を楽しむ時は、めぐまずして国富, 不奪して財足り, 不欲して豊なり」(二宮金次郎による横澤雄蔵宛書簡, <天保7年>7月25日付, 『全』6, P.86), 「夫天道に基く時は則成る, 人道に基く時は則廃す」(二宮金次郎による鶴澤作右衛門宛書簡, <天保12年>4月付, 『全』6, P.909) と通じる考え方と思われる。

(10)①, (10)②の歌には, 徳(価値, 有用性, 取り柄, 長所, 美点, などの意味。後述)と徳が和することによって新たな徳(ここでは福寿草)が創造・開発・発揮されること, 徳こそが永久に残ること, が念頭にあったと思われる。

(11)の言葉のように, 本来自分の行い等の善悪は, 自分が決めるのではなく他者が決めることであり, 善は悪が定めるものであるとした。彼は, 自分の行いを自分で正しいと判断するのを止めたと思われる。

(12)の「忠勤を尽して……」の言葉は, 「忠勤」に励み, いつの間にか, 自分は, 高くなった, しっかりしてきた, 等と思ひ込み, 相手を見下すようになることに反感をもつ敵をつくり, その敵を打つようになることは, 結果的に「忠勤」にはならないと感ずるようになったことを示していると思われる。また, それとその他の言葉から, 彼は, 「忠」を始めとする諸道徳が陥りやすい「弊」を見抜いたと思われる(このことと関連して, 彼は「道徳の本理は才智にては解せぬ」<『夜話』101>と述べた)。こうした所に, 彼の単なる道徳説教主義者, 徳目主義者でない側面が伺える。

(13)の言葉は, 社会が自分を必要としてくれていることの幸せを率直に表わしている。

(14)の歌から, 美しい桜が咲く(「人気」が発生する)と, 別け隔てなく, 多くの人が集まるようになる(「人気」が進み, 自然と復興する), 報徳の道程もそのようであればならないと考えている様子が伺える。

(15)の言葉のように, 彼は, 報徳の道に従事して「国を起し, 窮を救ふ事有る時」, 人々が報徳の力ではなく自分の力によったのだと思うくらいが丁度よいのである, と考えた。

(16)の言葉が出たのは, 幕臣にまでなった彼が, 墓石・碑を望まずに, 無に帰すことを望んだからと思われる。

成田山参籠により, 小田原藩が尊徳の仕法を再認識することとなった。また, 仕法も進み, 天保2(1831)年正月, 桜町仕法が一応完成した。

尊徳の報徳仕法は, 全てが順調に進んだのではなかった(詳細は, 例えば, 高田稔「相州曾比村仕法顛末—劔持広吉とその周辺—」, 前掲『尊徳開頭』PP.123~142; 佐藤高俊「尊徳屈身期における富田高慶」, 同上 PP.143~157; 大藤修『近世の村と生活文化—村落から生まれた知恵と報徳仕法—』吉川弘文館, 平成13年, 等の実証的な研究を参照されたい)。しかし, その順調に進まなかったところに, 彼が封建社会のマイナス面とぶつかり, 闘い, 乗り

越えようとした跡がみられるのである。人間を知り、人間が織りなす現実をみ、人間力学で思い通りにならない社会をみ、悪戦苦闘する中で、彼の思想と仕法は陶冶され、社会的、それも社会改良的な思想と仕法へと醸成されていった。

天保7(1836)年、小田原藩復興仕法への関わりが起こった。尊徳の改革論に対し、小田原藩関係者の一部は、いわゆる「野州論」として侮蔑した。しかし、尊徳が、野州においてそれなりの効果を修めたのは、荒廃・疲弊した農村・人・土地の現実を直視し、侮蔑からではなく、多くの人が簡単にはできなかったところの正面から厳しく認識することから出発し、農村を復興させるまでの責任を遂行したことによると考えられる。

天保8(1837)年2月19日の大塩平八郎の乱に対して、尊徳の取った態度も注目に値する。尊徳は、同年7月に、大坂在住の小田原藩士伊谷治部右衛門に、この乱が、「公辺(幕府—引用者注)を狂候儀に御座候」出来事か、「御為筋相成候儀に御座候」出来事かを質問した(二宮金次郎による伊治部右衛門宛書簡、<sup>(答)</sup><天保8年>7月5日付、『全』6、P.304)。武士である伊谷は、「武士之眠を覚し候には能き業に候」(伊谷治部右衛門による二宮金次郎宛書簡、<天保8年>10月26日付、『全』6、P.359)と答えた。尊徳の質問には、大塩の行為を全面否定していない側面があった点、幕藩体制の危機を認識させる「御為筋相成候」出来事としての意識もあった点、が注目に値する。

なお、尊徳の仕法途上では、多数の弟子が入門し育ったが、天保10年9月には富田が入門した。

## 6. 幕臣への登用と日光神領の報徳仕法

尊徳は、12代将軍家慶(天保8<1837>年~嘉永6<1853>年)の治下において、老中水野忠邦(在職は天保5<1834>年~同14<1843>年。天保9<1838>年頃から同13<1842>年頃まで、天保の改革を実行)に、天保13(1842)年に御普請役格(20俵2人扶持)として登用され幕臣となった。

最初に命じられた印旛沼の利根川分水路見分目論見に対し、尊徳が精密に踏査し提出した15年間40万両の計画は採用されなかった。また、彼の下総国岡田郡大生郷村(現茨城県水海道市)の復興計画も、代官・名主の不熱意により不発となった。水野は、天保14(1843)年に政治生命を賭けた上知令を発令するが、領主、領地の農民・商人、ひいては幕閣内部の反対により同年撤回され、事実上失脚した。尊徳は、水野の失脚に影響されることなく幕臣の地位を保ち、日光神領の報徳仕法を行うことになった。

日光神領の報徳仕法は、尊徳最大で最後の仕法であった。弘化元(1844)年4月、彼は幕府から日光神領の荒地開発の調査を命じられた。彼は、同2(1845)年5月と翌年6月の2回に、富田・斎藤(弘化2年9月入門)らの弟子とともに完成させたいわゆる「日光仕法雛形」(『日光御神領村々荒地起返方仕法附見込之趣申上候書付』弘化2年5月付、御普請役格

二宮金次郎、他)を提出した。「日光仕法雛形」は、手元保管含め合計84冊であった。江戸幕府の霊地である日光神領を復興する報徳仕法は、日光だけでなく全国で通用する有効な仕法の規範とならねばならないと考えられ、全て江戸で書かれた。嘉永6(1853)年2月、日光神領の復興が命じられた。

日光仕法は、明治元(1868)年までの約15年間であったが、この時期は、開国と幕府の滅亡に象徴される変化の大きい時期であった。戊辰戦争(明治元年1月～)は北関東にも移り、今市も戦場と化し、同年5月に報徳役所は事実上閉鎖した。尊徳は、安政3(1856)年10月20日(太陽暦換算11月17日)、仕法途中で没した。この時事実として、尊徳はこれまでの仕法に提出して運用した彼の多額の資金をそのまま残していった。また、既に尊行や弟子を責任もって仕法を行えるまでに育てていた為、尊徳没後も仕法が継続できた。

日光仕法に関しては、森豊「日光神領の報徳仕法—二宮尊徳父子の卓越した成果—」(前掲『尊徳開頭』PP.176～201)が、既にその実態を詳細に記述(より詳しいものは、今市市史編さん委員会編『いまいち市史 通史編・別編I』今市市役所、昭和55年)しているので、その一部を抜き出したうえで、そこから読み取れる尊徳の農民観、人生観、社会観、社会に対する姿勢・態度の考察(→の右に示す)をしてみよう。

#### (1)特殊な仕法金

復興の為の仕法資金352両において、尊徳が200両、弟子の富田が20両、斎藤が2両を出した。後、尊徳が追加金、冥加金等を投入した。→尊徳は、自分の資金を自分のものと考えずに、「初より」「人のため」に多額の資金を出したと考えられる。

#### (2)指導者の養成と活躍

15年間の仕法中、尊徳が養成し活躍させた指導者は、富田を含む相馬藩が14名、兵庫の豊岡の京極藩が4名、久保田周助・讓(後の文部大臣)父子と岡左右之助、遠江の倉真村名主の子良次郎<sup>(一)</sup>であった。→近代の幕開けをみないで没した尊徳が、近代に活躍する久保田讓、良一郎をこの時育てていた点は着目に値する。

16年間の仕法日記によると、「廻村」<sup>かいそん</sup>は、尊徳(病体の身)74村79回、尊行289村721回、門人18人では2086村5866回となっている。村からの「廻村」への自発的願い出は、468村5212回である。尊徳は、病気療養の為、日光着任が遅れたが、嘉永6(1853)年7月1日の日光奉行出頭の翌日には、奉行からの駕籠の勧めを辞退し、「廻村」を始めた。→「廻村」の多さと、自発的願い出の多さには、指導する側と指導される側の意向がある程度一致していたことが伺える。尊徳の「廻村」の状況は、身近にいた富田によると、「炎暑燃るが如くなるに此險路<sup>ひげん</sup>を推歩し村々の盛衰を鑑み厚く善人を賞美し鰥寡<sup>かんか</sup>孤<sup>こ</sup>独<sup>どく</sup>身に便りなきもの又は困窮のものを恵みたり、……。又は農業を勤め衰貧に陥ざるの村に至ては或は十金十五金を以て邑中の民を賞す、且教るに孝悌を以てし導くに田圃の尊き所以勤業の徳甚だ大なることを以てし、或は

堤を築き水田渇水の憂を除き荒地を開き之を与へ民の生養を安んず。諸民大に感動し悦服せざるものなし。先生高山を越え深谷を涉り疲労極るに至ては路傍の石上に休し又は草原に息して推歩せり」(『記』巻8)のようであった。老体・病体に鞭打ち徒歩の「廻村」をし、つぶさに民情を探り続けた尊徳晩年の姿は、報徳仕法が幕府・領主の為のみのもの<ケ>とは簡単に性格づけられないこと、言行一致を貫いた真面目で気概ある生涯を何よりも示している。

### (3)荒地起返しの条件

尊徳は、弘化4(1847)年、幕府に提出した「荒地起返先後得失目録」に、有利な条件の所より着手することが効果があるとし、第一に地味の良い土地、第二に人家に近い(土地)、第三に牛馬の通路のよい土地、第四に水掛のよい土地と記した。→尊徳の、合理性、効率性、等を計算に入れて着実に仕法を進め、農民の生活を支えた考え方が伺える。

### (4)自力開発と用具

尊徳発案とされる農機具に窓鋤(まどくわ) (三本鋤の中間に左右二つ楕円形の窓<空間>を作り、開発の時に掘上げた土塊がこの窓より抜け、疲労が少なく能率が上る工夫をした鋤)、鋤簾(じょれん) (先端の鉄片を二つに幅広くし、土壌も砂礫も引き寄せやすく実用的な鋤)があった。報徳役所の板蔵に、破畑人足用の鋤、鋤簾、鶴嘴等200本を常備した。→自力開発者への優遇措置をし、農民の自発性を重視した様子が伺える。

### (5)荒地起返しの成果

年間1反歩以上の起返者を多開発者としてみると、1279名になる。1割は村役人で、率先して鋤を振るい模範を示している。19名の後家も入っている。→尊徳が、村役人から後家までが切磋琢磨する環境や「人気」の醸成を大切にされた様子が伺える。

### (6)五大開発

一村内に限らず両村に跨る地域でも、有望な未開拓地に既開拓の恩顧の地よりの冥加人足に破畑人足を加え、期間は長く要して一挙に開発して美田と為す方法をとって五大開発をした。→大きな事業により荒地が美田と化する状況を人々に示したことは、尊徳が長年追求してきたところの和により成し遂げることの重要性を教えたことと思われる。また、波及効果もねらったことと思われる。

### (7)用水堀による畑田成

今市扇状地は、沖積土で形成され、扇頂は雨水の浸透から畑地が多く、扇端は湧水により水田が増す。扇面は水無の村名通りである。1町歩の畑が半分水田化すれば、米2石の増収(当時の米価で3両)が見込まれるので、畑田成(はたたなり) (畑を田にすること―引用者注)を目的に、報徳仕法で33の用水堀(「二宮堀」)を通じた。人足17900人、入用金1170両を要した。用水堀は、今も活用されている。→尊徳は、農村が、土地が悪いを理由に悪いほうへ転落するのを

予測し予め手を打った。

#### (8)将来に備える植林の奨励

安政5(1858)年の村植林, 慶応2(1866)・同3(1867)年の個人植林, 等をした。現在, 「二宮林」が残っている。→(7)の「二宮堀」, (8)の「二宮林」は, 後世の人々へ徳を渡した態度の象徴と思われる。

#### (9)無利息金の活用

報徳役所が運用した無利息金5475両は, 仕法総額の68%に当たる。質地受戻し, 肥料の購入, 家屋の造作, 食糧, 病気の治療, 災害の復旧, 借財の返済, 農具の購入等に活用された。→尊徳は, 財を公共に生かした。

#### (10)農馬の購入

農馬は, 農耕の労働力として不可欠と重要視され, 駄賃稼にも有効に利用される。報徳役所は, 村民の農馬の購入の為に, 前金の拝借と購入の便宜を図った。1戸平均1頭となった。→尊徳は, 財を公共に生かした。

#### (12)一村式仕法の恩恵

轟村に1640両3分2朱, 千本木村に1010両3分1朱の経費をかけ, 一村式仕法を行った。荒地起返し, 本業出精人の表彰, 屋根替, 極難困窮人の救済(民主的な投票方法による), 主屋手入, 無利息金の貸付, 潰式の再興を行った。明治21(1888)年の尊徳の33回忌には, 弥太郎夫人こころこ餃子と子息尊親が今市に墓参したが, 轟村の金助(潰式の再興をしてもらった。子孫は優秀な家系)が大恩を感謝した。

#### (13)報徳仕法実施の全国的希望

今市報徳役所を訪れ, 報徳仕法を嘆願する者が, 15年間に332人と日記に記されている。北は函館奉行, 盛岡, 仙台の伊達藩より, 南は津の藤堂藩, 徳島の蜂須賀藩, 宮崎・佐度原の島津藩, 等であった。

以上みてきたように, 尊徳は, まず荒廃・疲弊した農村・人・土地の現実を直視した。そして, 不徳な為政者, 苛酷な収奪・搾取に苦しむ農民, 農民の問題, 等を見抜いた。そして, 闘争・対立だけからはよいものが生まれないという, 人生観, 社会観, 政治観をもち, 「人のため」に「一円仁」をし尽くす生き方の集積で, 人間社会はつくられるという報徳思想を形成した。報徳思想・報徳仕法の内在論理も, こうした点を抜きにしては捉えることができない。日光仕法時には, 幕臣の立場でしかないという後世の評価<ケ>を越えた報徳思想が醸成されていたと考えられる。

なお, 主な報徳仕法の主体・対象は, 以下のものであった。(1)行政……桜町, 小田原藩, 下館藩, 谷田部・茂木藩, 烏山藩, 相馬藩, 日光神領, 等。(2)有志の組織……小田原仕法組合(相模国), 克讓社(相模国大住郡片岡村), 報徳信友講(常陸国下館), 報徳講(伊豆国韭

山), 下石田報徳社(遠江国長上郡下石田村), 牛岡組報徳社(遠江国佐野郡倉真村), 等。(3) 個人……服部十郎兵衛, 加藤宗兵衛, 川崎屋孫右衛門, 梅津伝兵衛, 下新田村小八, 二宮三郎左衛門, 弥野右衛門(尊徳の先妻きのの実家), 岡田峯右衛門(尊徳の後妻波子の生家), 柴田, その他多数。

### Ⅲ. 報徳思想(特に「富国安民」思想)の内在論理と報徳社によるその継承

では, ほぼ完成された時点での二宮尊徳の報徳思想(特に「富国安民」思想)の内在論理(やその論理に基づく教説・考え方)と, 近代日本における報徳社によるその継承をみてみよう。

#### 1. 「天地不書の経文」の読み取りからの出発

尊徳は, 現実の問題を解決する際に, 儒学書・仏教書等からも学んだ。しかし結局, 天地が示すこと(尊徳は, 「かゝざる経」<『独楽集』, 『全』1, P.882>, 「天地不書の経文」<『夜話』45>等と表現)を真実で確実とみて, これを儒学書・仏教書等の古典以前の最も権威ある原典とした。

尊徳は, 天地に関して, 「天理自然」(『金毛録』中「一元体気之解」, 『二宮 大原』P.27。『勤行談』, 『全』1, P.979。『夜話』2), 「天道自然」(『大円鏡』中「昼夜之図」, 『全』1, P.72), 等と表現した。彼の言う「天地」または「天」とは, 天然・自然の意味(先行研究等でしばしば誤解されるところ<ケ>の天皇の意味ではない)であった。また, 彼の言う「天道」とは, 天然・自然のはたらきの意味であった。

尊徳は, 天地の内容は, 無尽蔵で書かれていないから, その読解は主観の自由と考え, 「心眼」(『夜話』45。現象の奥にある主体を見通す眼)をよく開いて, 経験をもとにそれを読み取る作業をした。そして, 人間の父母以前に「天地の霊命」(『金毛録』中「報徳訓」, 『二宮大原』P.41), 「天地の令命」(『報徳訓』, 『全』1, P.544。『夜話』232)(どちらも, 自然の働きの主体者の意)があり, それは例えば次のような理をもっているとみた。①善因善果, 悪因悪果(例。「米種ヲ播ケハ米草ヲ生シ」, 『七元図』, 『全』1, P.286)。②輪廻(春夏秋冬が循環すること, 万物の生滅が繰り返されること, 等。例。「米まけば米の艸はえ米の花, さきつつ米のみのる世の中」, 『独楽集』, 『全』1, P.860)。③無尽蔵の恵み(例。「天つ日の恵みつつみおく無尽蔵, 鉄でほり出せ鎌でかりとれ」, 『独楽集』, 『全』1, P.887)④「止マズ転ゼズ」の運動(『一円鏡』, 『全』1, PP.216~226。例。「種生花実」と「変化して外転する事なし」, 『悟道理論』, 『全』1, P.475。「生滅と皆いかめしく思へども, いつも草実と名のみかはりて」, 『独楽集』, 『全』1, P.865)。⑤公平無私, 等。

尊徳は, また「天道」がそのままでも人間等を生かしてくれている事実に着目した。例え

ば、太陽という自然は、「恵んで費えざる」（『夜話』192）徳（後述）を人間に与え続けてくれているものであるとした。こうした意味で、太陽を「元の父母」（『秘稿』下、P.348）と言うこともできるとした。ここから、彼は、人間の作った「報徳金」（後述）を「恵んで費えざる」ように運用することも考えた。

一方、尊徳は、「天道」には、彼が「盗賊鳥獣」が眼前にある物を得ようとする事（『発言集』、『全』1、PP.407～408）、「天道」のままに「禽獣」「草木」が取る事（『夜話』177）を示したところの「奪」や、堤を崩し堀を埋め橋を朽ちらす（『夜話』6）ところの破壊等の、人間からみて悪なる「天道」があることにも着目した。

## 2. 報徳の必然性の認識

尊徳は、太陽を始め万物万象それぞれに何らかの意味があるとし、それらに徳という称号（例、「天徳」「地徳」「日徳」「父徳」「田徳」「米徳」「金徳」等、『報徳訓』、『全』1、PP.532～543）を付与した。彼の言う徳とは、価値、有用性、取り柄、長所、美点、などの意味であった。

尊徳は、多くの徳（周囲の人間の徳も含まれる）によって、我々が生かしてもらっている事実に着目した。そして、我という無始無終の存在は、空間的に捉えられた天地人三才の徳と、時間的に捉えられた過現未三世の徳が織りなしている現実の中で生かされていることを悟り、自らの徳をもって徳に報いるという価値（「徳」）の実現（「報」）をする報徳の必然性の認識に行き着いた。自らの徳をもって徳に報いることは、万物万象の徳を生かすことであった。

報徳の必然性の認識のもとでは、例えば、自分の力で生産して得たつもりの財であっても、「財は本わが財にあらず。天道の財なり」（『金毛録』中「財宝増減之解」、『二宮 大原』P.34）のように、実は「天」から贈られた側面も強いことになる。明治期において留岡は、「（中央報徳会）機関誌『斯民』で税を「天税」と呼び、それを公共の為に怠りなく納めることを呼びかけたが、これもこのあたりの考え方によると思われる〈論稿(H)〉。

## 3. 「人道」

尊徳は、人間は「天道」に任せておいただけでは生きられないと考えた。彼は、「天道」に、人間による作為の道である「人道」を加えることで新たな展開を起こすことを考えた。例えば、彼は、前述の捨苗の体験から「積少為大」の道理を発見した。「勤勞」（後述）に際しては、こうした道理を「自得」（『夜話』1）することが大切であるとした。

尊徳が、「人道」により新たな展開を起こすことを考えたことは、当時、自然と人間の合一の論理（朱子学の論理）により、封建の人間関係が絶対化され、道徳の考え方とされていたことを相対化したことという意味をもつ。また、農民に過重な貢租を課し収奪・搾取することに歯止めをかけることにもなった。

尊徳は、「人道」を立てる際に、次のように思惟した。まず、衣食住が成り立たなければ人

間は生きられないはずである。したがって、衣食住は人世の最大要道である。「我といふ其大元を尋れば食ふと着るとの二つなりけり」で、「人間世界の事は政事も教法も、皆此二つの安全を計る為のみ」(『夜話』116)である。「智愚賢不肖」に関係なく、「学者」「無学者」でも「悟ても迷ても」(当然、武士であれ、庶民であれ—引用者注)離れることのできない衣食を備える道こそ「人道の大元、政道の本根」である(『夜話』125)。食は、「田徳」により、「田徳」は、「田器」(『金毛録』中「田器勸修補之解」,『二宮 大原』P.37。田畑や農具等を指すか—引用者注)から生まれる。したがって、「田器」は、「万器」(典拠は同上。人間がつくる全てのもの—引用者注)の根源である。人間によって作られる「田器」は、「天道」によって破壊もされる。これから救われる為に、人間は輪廻運動の外に立つこと、すなわち「人道」を立てることが必要になるのである。

尊徳は、「田器」等で生産をする際に、様々な道理も発見した。例えば、①「善種」を蒔く(『夜話』59)、②「荒地は、あれ地之力をもって」開く(二宮金次郎による浦賀の宮原治兵衛、宮原瀛洲、橋本與三左衛門宛書簡、<天保12年>12月15日付、『全』6、P.1013)、等である。②は、今ある全ての田が、金銀の力によって開けたのではなく、一畝より開けた(『記』巻1)という道理で開発することを意味した。②は、「荒地は、荒地の力を以て開き、借金は、借金の費を以て返済し」(『夜話』54)、「荒蕪を開くに荒蕪の力を以てし、衰貧を救に衰貧の力を以てす」(『記』巻1)とも表現された。

①②の考え方を、報徳社は継承した<論稿(B)(D)>。

なお、尊徳は、人間の外にみられる「天道」のみに着目したのではなかった。彼は、人間(武士、庶民のどちらも含む)の心の内の悪なる「天道」を認め、それを「人道」により直すこと(「心田」の開拓)も考えた。

「心田」の開拓の考え方を、報徳社の人々は継承した<論稿(D)(L)(M)>。

ところで、尊徳は、「天道」は自然の理法であり、意志ではないとした。また、「人道」は人間の意志であり、理法ではないとした。したがって、「天道」が「人道」に逆らわれる(例、稲は育てられるが莠<雑草>は抜かれる)こと、「人道」が「天道」に善悪をつける(例、「米を善とし、莠を悪とす」<『夜話』114>。「善種を植え悪種を除く」<『夜話』119>)ことがありうる。

なお、衣食住を成り立たせる為に莠を抜く(一部の生命を絶つ)論理と、万物万象の徳を生かす論理(前述)との間には、別々の論理の絡まり合いが生じやすい部分<イ>がある。

#### 4. 一円観からみる「人道」

尊徳は、一円により説明される一円観という独自の世界観を打ち立て、それを使ってもの・ことの理を表わし、「人道」のあるべき姿を示した。

では、その一円観とはどのようなものであろうか。『金毛録』によると、尊徳は、次のよう

に一円を一元（出発点）として、天地開闢、人間の発生、等を説明した。天地の根源たる大極（一元で示される。「混沌として」いる）から、陰陽に分離し、天地が開闢した。その間に我（人間）が生じた。天地が開闢し、輪廻の運動が起こり、自然界に春夏秋冬の変化と、それに伴う万物の輪廻現象が起こり、人界には生死、治乱、貧富、等の輪廻現象が現われた。

前掲、宮西『二宮哲学の研究』は、尊徳の一円観の円について、次の3つの観点から分析する。

(1) 本体論的に観られる円……①一円の実態は、無形無相の「空」または「無」として把握せられた。「空」は、無形無相なるが為に聞察が及ばない。②円は、皆無ではなく一切の有を展開する働きである。③円は、無にして一切である。④円は、無でありつつ有であり、有でありつつ無であるという、矛盾の統一体である。⑤円は、物心の何れでもあって、何れでもない。

(2) 認識論的に観られる円……①一円観として把握される。②円は、現実的に相対する二の世界（半円の世界）を、一に止揚、融合させる両全思想を導く。

(3) 価値論的に観られる円……①円は、価値の根源で、そこから価値を無限に創造する。

宮西はこのように、尊徳の一円観の円について、聞察が及ばないところの無形無相の「空」または「無」として把握される一円から、一切の有を展開するが、そこに生まれた有は、2つ（以上）あるように感じられても、一であるとするもの、と分析する。

尊徳は、一円を一本の直径で等分し、それぞれの半円に相対するもの・ことを掲げ、片方の半円のもの・ことが成り立つように見る見方を「半円の見」と称した。これに対して、両方の半円のもの・ことが同時に成り立つように見る見方を「一円の見」「全円の見」（以下、「一円の見」で代表させて呼称）と称した。両方の半円のもの・ことが同時に成り立ち、一円になることを両全と称した。また、彼は、等分した一円に半回転する動きを加えた。

尊徳は、「半円の見」が人間社会をつくる際の壁とみた。そして、「一円の見」による両全を人間社会の重要なことと捉えた。ここで、「一円の見」による両全に関する彼の思惟をみてみよう。

(1) 「半円の見」が生じる様子

尊徳は、「半円の見」が生じる様子を、以下のように捉えた。

①「人身あれば欲あるは則天理なり」のように、「人身」あるが為に「私欲」がある（『夜話』6）。また、「我体」あるが為に、それを養おうとして、「食」「寝」「財」を手に入れる等の口腹の欲等を生じる（『三行録』、『全』1, PP.199~202）。

②例えば、我の「口腹を養はん」と欲し（前掲『勤方住居奉窺候書付』P.739）て、我の口腹を満たすか否かで好悪・利害が生じる。

③我を利する（②では、我の口腹を満たす）もの・ことに固執して、「半円の見」が生じる。

## (2) 「半円の見」が進む状況

尊徳は、「半円の見」が進む状況を次のように思惟した。

人間は、本来は一円全き世界にある(例。「天地ことごとく元を悟れば一に帰す」、『天保四年日記』、『全』1, P.510)もの・ことを、「我」を中心として、2分する／半円をつくる(例。「広き世界も……我と云ふ私物を一つ中に置いて見る時は、世界の道理は其の己に隔てられて、其の見る所は皆半になるなり」、『夜話』続篇42, 『全』36, PP.849～850)。この時、本来、万物は我が「名」を知らない(『天保四年日記』、『全』1, PP.520～526)のに、「我」は2分した片方(半円)に一定の「名」をつける。そして、「名」に固執して、「半円の見」が進む。

## (3) 「一円の見」と「半円の見」の特色

尊徳は、「一円の見」と「半円の見」の対比を随所で行い、それぞれの特色を際立たせつつ示した。以下、一例を列挙してみる。

- ①「不書の経文を見るには、肉眼を以て、一度見渡して、而て後肉眼を閉ぢ、心眼を開きて能見るべし、如何なる微細の理も見えざる事なし、肉眼の見る処は限あり、心眼の見る処は限なければなり」(『夜話』45)。
- ②「肉眼三世ヲ通観スル能ハズ。之ヲ迷ト謂フ。心眼能ク三世ヲ通観ス。之ヲ悟ト謂フ。」(『語録』240)。
- ③「有相ヲ悟リテ後無相ヲ悟ルベシ、本来有無一物ナリ」(『発言集』, 前述, 井口丑二『大ニ宮尊徳』P.353)。
- ④「一天知ラザレバ昼夜有り。一天元ヲ悟レバ昼夜無シ。……一色知ラザレバ黑白有り。一色元ヲ悟レバ黑白無シ。……」(『天保三壬辰日記』, <天保3年>12月17日付, 『全』35, P.456)。
- ⑤「天無レハ地無シ地有レハ天有り, 天地究竟不二<sup>ふに</sup>一物」「陰無レハ陽無シ陽有レハ陰有り, 陰陽究竟不二一物」他(『一円鏡』, 『全』1, PP.226～229)。

これらのように、尊徳は「一円の見」を、「心眼」で見る、「限な」いものを見る、「三世ヲ通観ス」る、「悟」, 「無相」, 「不二一物」の特色で、「半円の見」を、「肉眼」で見る, 「限あるものを見る, 「三世ヲ通観スル能ハズ」, 「迷」, 「有相」, 「二」の特色で示した。

## (4) 「一円の見」による両全でならねばならない根拠

尊徳は、「一円の見」による両全でならねばならない根拠を、以下にもっていると考えられる。

- ①尊徳が、一元(出発点)の実存を認め、一元からすべてのもの・ことが始まったとしたこと。
- ②尊徳が、「一」に、相対的に思考される言葉を当てることは無理としたこと。
- ③尊徳が、全てのもの・ことは、一円空・一円無の外に出ることがあり得ないとしたこと。

④尊徳が、「肉眼」でみる現実の二の世界は、利害が対立し、得るものが少ないと確信した(例。「諸道各々道を異にして、相争ふは……狭く垣根を結回して、相隔つるが故なり、……、此垣根の内に籠れる論は、聞も益なし、説も益なし」(『夜話』229) こと。

(5)もっていくべき方向

①「世界の中、法則とすべき物は、天地の道と親子の道と夫婦の道と農業の道との四ツなり、此道は誠に両全完全の物なり、……、夫天は生々の徳を下し、地は之を受けて発生し、親は子を育して、損益を忘れ混ら生長を楽み、子は育せられて、父母を慕ふ、……」(『夜話』42) のように、徳をやりとりする方向。

②「天地の和して一りん福寿草、さくやこのはな幾世経るとも」(前述) のように、和して、新たな徳(ここでは福寿草)を創造・開発・発揮し続ける方向。

③「奪て益なく、譲て益ある農業の道」(『報徳訓』中「浦賀宮原書状並報徳金産出方手段帳」、天保12年12月15日付、『全』1, P.581。同じ物は『全』19, P.1068) のように、譲り合う方向。

④「売て悦び買って悦ぶ様にすべし」(『夜話』42) のように、半円の両者が満足する方向。

⑤空間の場において、より大きな円を成立させていく方向。

(6)「一円の見」による両全に向けての方法

①「心眼」を磨く。

②「居処ヲ定メ」る(『語録』149・374)。すなわち、自分の居場所を客観視できるようにする。

③「境立」(『発言集』、『全』1, P.348) という「中」(一円の直径)を悟り、それを相手と戦う境界線にするのではなく、相手を理解する基準として利用し、対立の世界を対偶の世界に変える。

「一円の見」の考え方を参考にしたと思われるが、佐々井が、「一円融合」の考え方を出し、昭和恐慌下における佐々井の「国民生活建直し」構想にも反映させた<論稿(N)>。しかし、戦時中の「大社」機関誌は、全ての外国を含めた「一円の見」をほとんど主張しなかった。しかし、敗戦体験後には、佐々井が、「一円融合」による「生々発展」を「宇宙の大法則」が示すものとし、これを人界原理にしたと考えられる<論稿(S)>。

尊徳は、一円観を使って、「人道」のあるべき姿を示した。以下に、その一例をみてみよう。

(1)「一円仁」

尊徳は、以下のように思惟して「一円仁」(「仁」の意味は④中)に至るべきとした。

①「仁」と「不仁」は、相即し一円をなす。すなわち、切り離すことはできない。

②したがって、人間が、両方の半円(「仁」であること、「不仁」であること)の片方にしがみつき、両者間に対立が起こるのは必然。自分が「仁」で報徳仕法を進めようとするのも、反対者が「不仁」で妨害しようとするのも必然。

- ③しかし、「我身を初め、あらゆる物みな、天の作ざる物なし」(『発言集』、『全』1, P.398)であるから、我が身の主宰が、単なる我でなく、我を超越した天であることを悟る必要がある。すなわち、「天地ノ間ニ生ジ、天地ノ化物ヲ喰イ、天地ノ間ニ長ジ、天地ノ間に終る人間は、「天地ノ大恩ヲ知ラザレバ」「天地ノ間ニ立ツベカラズ」である(『報徳訓』、『全』1, P.557)。
- ④「天ハ萬物ヲ恵テ形無キモノナリ、地ハ萬物ヲ現シテ生育ヲ為スモノナリ」(『発言集』、『全』1, P.409)のように、「天地の氣」(同上, P.353。天地の心の意)は、万物を恵み生育することである「仁」である。それは、対人間においては、「人のため」(同上, P.398)をすることとなる。
- ⑤武士であれ、庶民であれ、人間は、「天地ノ大恩ヲ知」(『報徳訓』、『全』1, P.557)り、「天地ノ運動ニ順イテ、天地ノ化育ヲ助ケ」るべきである(同上, PP.557~558)。すなわち、人間は、「人のため」をすべきである。そうすれば、「天地と、我と人と一体」になり、「天地と一体成る時は萬物成る、命長し、世安し」となる(『発言集』、『全』1, P.398)。
- ⑥人間が、「仁ヲ以テ不仁ヲ賛ケ、不仁ヲ以テ仁ヲ賛ク」(『発言集』、『全』1, P.367)ると、「仁」と「不仁」は、「天地の氣」を受け継ぎ、「一円仁」的に深くつながる。
- ⑦こうして、自然に「一円仁」の世界になっていく。
- ⑧こうして、「人道興テ天道ヲ飾」(『発言集』、『全』1, P.404)ことができ、天人合一となる。
- ⑨その時、心境は「一円仁、御法正き、月夜かな」(前述)である。

なお、「一円仁」の世界が築けるとする論理(上記⑦)と、人間の心の内の悪なる「天道」を認める論理(前述)との間には、別々の論理の絡まり合いが生じやすい部分<イ>がある。

#### (2)貧富一円

尊徳は、貧富の有無が混沌(『七元図』中「一宝貧富混沌之図」、『全』1, P.273)としていいる一円一元の状態から、貧富が開闢(『七元図』中「一宝開闢貧富之図」、『全』1, P.273)した状態を示し、「<sup>つづまやか</sup>約ナレバ<sup>おご</sup>富ミ奢レバ貧」(同上)すとした。すなわち、貧富は一円(貧富一円)で、富者も状況次第で貧者となり、その逆もありうるとした。こうしたところに、支配階級の位置・富を保とうとする為政者の考え方と対立する部分があった。

明治期における「(中央)報徳会」も、機関誌『斯民』の記述で、貧富一円の教説を提示し、貧富の身分を固定しないことを示した<論稿(H)>。

#### (3)男女一円

尊徳は、「男女あれば必ず和合を発す」(『金毛録』中「男女五倫之解」、『二宮 大原』P.30)、「天地和して萬物生じ、夫婦和して子孫生ずる」(『報徳見聞記』)とし、男女の関係が一円になるべきとした。

## (4) いわゆる下からの発想

尊徳は、国家、藩、村、報徳社、等によるいわゆる上からの困窮者（尊徳の言葉で「極難」「中難」等）の直接救済（困窮者への物財の「推譲」）をすることだけをめざしたのではなかった。困窮者が、立ち直り、生産（「勤労」）できるようになることに力点を置き指導することを考えた。ここには、一人一人の価値、有用性に期待したり、主体性・自立性等を尊重したりするいわゆる下からの発想があった。

明治期における「(中央)報徳会」も、機関誌『斯民』の記述で、福祉における下からの発想を提示した<論稿(H)>。

## (5) 「敵打」の否定

尊徳は、「復讐の志は、小にして益なく、人道にあらざる」「敵を打てば、彼よりも亦此恨を報ぜんとするは必定なり」とし、「国を治め、万民を安ずるの道」「国を安んじ、民を救ふの道」により、「世を益し人を救ふの天理を勤る」「世を救ひ世の為を為す」必要があるとした（『夜話』49）。ここには、闘争・対立だけからはよいものが生まれえないという確信があった。

『夜話』49は、近代に多かった戦争が起こりそうになる時に、報徳社が依拠すべき教説であったと思われる。しかし、『夜話』49にも依拠して責任ある立場から明確に声明を出すことができたのは、敗戦体験後であった<論稿(S)>。

## 5. 為政者がとるべき「人道」

尊徳は、荒廃・疲弊した農村の責任は為政者側に大きいとし、為政者がとるべき「人道」を考えた。その考え方を考察するのに適切なのが、彼の歴史観である。彼は、『発言集』（『全』1, PP.338~414）で、以下のA~Eの歴史段階を指摘し、歴史観を示した（(a)~(e)の括弧内の数字は、『全』での整理番号）。

- (a) 「天神七代」(2)の時代……「一円混沌」(1)から、「清濁」(1)して「天地開闢」(3,22,23)した。「日月あらわれて昼夜をわかち、雲発て雨を降す、風発て雲を散」(1)すという状態になった。「天地之間」は、「天之氣一行一体」(2)という自然現象のみの時代であった。「日月照、風雨寒暑、昼夜変化」し、「稲艸」は生じていなかった(8)。この状態が、「数百万歳の間」(2)続いた。この時代を「神代」とすれば、今ある「あらゆる国々」始め、「日月の照したまはる處」は「皆神国」と言える(3)。
- (b) 「地神五代」(8,71)の時代……「陽恵雨露のしたゝれにて、初て地上に苔生じ」、「草木」「虫魚」「鳥獸」が生じたり消滅したりした(1)。この状態が、「数百万歳」(71)続いた。「人間」も生じた(1)。
- (c) 「人間」の時代……「人間」が、食べるものを「撰でこれを作らんがため、水辺湿地を開き畦を立、田と名付て稲を植、乾地をひらき畠と名づけ諸草を植」えた(1)。これが、「田

のはじめ」であり、「法界の根元」であった(1)。これを最初に行ったのが、「天照大神」であった(12)。「五穀熟し、食物足て人道定」り、「人道定て」「父を知」り、ここに「父子の大道立つ、及兄弟夫婦朋友の四倫之道行る」こととなった(1)。「人王根本者」(「仁王」)が「政道」を始めた(8)。

(d)「人間」による「法」の時代……家、堀、道、橋、船ができ、「悉く事足る」ようになると、「是によつて身を安んじ、心体を労することをおしみ、他の財を奪ふ」という「横道」の者が出てきた(3)。「耕作農業をなして五穀を作り出す者を守護し、横道のものを懲」すことが必要になり、ここに「君臣の大道」や「武門の根元」が生じた(1)。天竺では仏、唐土では聖、吾朝では神が、「法を定」め、「人民を導」いた(1)。その「法」は、「三国異風」だが、「同道」である(1)。「厳法を立」てたのは、「天照大神」であった(3)。

(e)「東照君(徳川家康—引用者注)」(3)の時代……「弥戸さゝぬ御世(平和な世—引用者注)」となり、人々は「生れながらにして衣食住を得」「徳沢を蒙る」ことになった(3)。

以上の彼の歴史観によると、次のようになる。人間が生じた後、食べるものを選んで作る為に、田・畠を作った。五穀が熟し、食物が足りて「人道」が定まった。「人道」が定まると、「父子の大道」「兄弟夫婦朋友」の道が立ち、「政道」が始まった。悉く事足りるようになると、「横道」の者が出たので、「耕作農業をなして五穀を作り出す者を守護し、横道のものを懲」す為に、「君臣の大道」や「武門の根元」が生じた。

以上の尊徳の歴史観をみる際に、(1)~(7)の諸点に注意する必要がある。

- (1)尊徳は、上述のように、あらゆる国々・日月が照している所は、皆神国とした。また、彼は、「天地造化の力」を仮に神と呼んだ(『夜話』152)。これらより、彼が使用する神の名称は、日本に固有な民族的信仰体系としての神道による神ではないことがわかる。
- (2)尊徳は、人類発生以前の「天照大神」以前の神として「天神七代」「地神五代」の名称を出した。そのことの意味は、次のように考えるのが妥当と思われる。すなわち、日本における誰かが名づけ性格づけたそれらの神々を信じたというよりも、人間の祖先以前の大きなはたらきを崇敬してそれらの名称を仮に出したと考えられる。そのことは、尊徳が、特別な神のみにこだわらずに、「天地の霊命」(前述)、「天地ノ令命」(前述)、「天地ハ萬物ノ父母」(『報徳訓』、『全』1, P.557)という言葉を使用し、天地(天然・自然の意味)の徳に感謝することに重きを置いていることから伺える。
- (3)尊徳は、田畠を作為的に作った最初の者を「天照大神」とした。しかし、それは(1)の彼の神国の捉え方からしても、この名称でなくてもよかったと思われる。彼は、「天照大神」が、彼の当時、民族の祖神として広く認知され、尊敬・信仰されていた名称であるがゆえに使用したと考えられる。彼においては、「天照大神」という名称を、衣食住を成り立たせる経済の創始者、作為の道の創始者、「推譲」(後述)の道の創始者、という脈絡のもとで使用

した点に注意する必要がある。

- (4)尊徳は、神道を「天照大神」の道とした。彼は、この「天照大神」を、神話的、超人的、皇祖神的、政治的（さらには軍事的）なものではなく、開闢を本質とするあくまでも最初の鋤入れ者、最初の「推譲」（後述）者とみた。すなわち、神道の本質を生産とみた点に注意する必要がある。
- (5)尊徳は、上記(c) (d)からわかるように、人々の「父」の役目を果たす者、「政道」を行う者、「耕作農業をなして五穀を作り出す者を守護し、横道のを懲」す者、「法を定」める者の存在を必要とした。これらを、同一の種類の者としたかどうかは明確ではないが、いずれも衣食住を成り立たせる道を追求する脈絡で捉えている（本稿では、その脈絡で捉えられる上記の存在を、「人君」と呼称する）。
- (6)尊徳は、「人君」を、上記『発言集』に出てくる王、徳川家康のような武士、仏、聖と呼ばれる人、その他の天皇、等のうちの誰と決めていたとは考えにくい。

その理由は、尊徳が、まず様々な場面で着目すべき過去の人物やその言葉・行動を不特定に挙げたことにある。また、「人君」を永世動かすことが不可能な特定の者やその子孫とはせずに、努力した人間が重要であると考えていたことにある。それは、以下のような場面から伺える。

- ①釈迦も孔子も人間であり、仏教も儒学も完全なものと考えていなかった。
- ②「歴代の聖主賢臣料理し<sup>あんばい</sup>塩梅して拵らへたる物」は「ともすれば破れんと」し、「故に政を立、教を立、刑法を定め、礼法を制し、やかましくうるさく、世話をやきて、漸く人道は立なり」（『夜話』2）と述べ、人間の努力により、やっとうき「人道」が立つと考えていた。
- ③「堯帝、国を愛する事厚し、刻苦励精国家を治む」のに対し、「人民謳て曰、井を掘て呑み、田を耕して食ふ、帝の力何ぞ我にあらんや（私は帝の力など借りていないー引用者注）」（『夜話』233）を堯帝が聞いて悦んだことをよしとしたように、刻苦励精し、見返りを期待せずに国家を治めることができる者を望んでいた。
- ④「聖賢」の境地である「山頂」には、「能ク勉テ<sup>おこた</sup>懈ラズンバ。則チ或ハ山頂ニ<sup>のぼ</sup>陟ルベシ」（『語録』77）と、誰もが登れるとしていた。

いずれにせよ、尊徳が、衣食住を成り立たせることに価値を置き、「人君」の役目を「安民」（『論』、『全』36、P.38、の他、『記』『独楽集』他に多数）としたように、尊徳が大切にしていることは、衣食住を守り存続させ「安民」状態にできるか否かの実質であった。それゆえ、彼は、「上下困窮に陥り萬民をして饑渴死亡」させたら「人君此罪を天に謝し萬民に先立ち飲食を断じて死すべし」（『記』巻5）という大胆な批判も出した。

なお、上記①の儒学も完全なものと考えていなかったことや④等より、尊徳は、当時厳

密な価値基準で律せられていた「人君」と人々との関係を相対化していた。

(7)尊徳は、「武門の根元」すなわち武力のレゾンデートルを認めたが、このことは「五穀を作り出す者を守護し、横道のを懲」す（衣食住を成り立たせる）為であった。

尊徳は、あくまでも「人君」には武力ではなく徳を求め、徳による徳治主義を重視した。そのことは、次の文章からも明らかである。「それ本は一円不徳なり。不徳転変して聖賢となる。聖賢の本は道を学ぶにあり。学あれば政まつりごとに明らかなり。明らかなれば必ずその徳を敬す。敬することあれば民農おこたを惰らず。怠らざれば田廢せず。廢することなければ国は豊饒ぶにょうなり。豊饒を保つて仁恵を行ひ、恵あれば民叛そむかず。叛かざれば規矩きくを慎む。慎むことあれば刑罰を省く。省くことあれば民聚あつまる。聚ることあれば田野ひらを墾く。墾くことあれば税斂ぜいれん（税の受け入れ—引用者注）かきを陪ぬ。陪ぬることあれば臣信やすず。信ずることあれば国寧し。（以下、略）」（『金毛録』中「国家安寧豊饒之解」、『二宮 大原』P.32）。すなわち、彼は、聖賢と言われる為政者であれ、本から徳を備えているのではなく、道を学び仁恵を行う等により政治に徳が表われるとした。したがって、あくまでも徳治主義を重視した。また、法度以上に「仁義礼法」を尊いものとした（『夜話』122）。これらより、彼は、為政者がとるべき「人道」は「一円仁」に基づくものと考えていた。そして、為政者による「一円仁」に基づく政治と、庶民による「勤労」（後述）とが、和して、人間社会がつくられるとした。なお、必罰主義は避けるべきとした（『語録』298）。

なお、衣食住を成り立たせる為に武力を認める論理（上記(7)）と、万物万象の徳を生かす論理（前述）との間には、別々の論理の絡まり合いが生じやすい部分<イ>がある。

## 6. 高次元の「人道」の形成

尊徳は、「農民一家」の経営が差しつかえるのも「諸侯窮する」も同じとみた（『夜話』137）。そして、自家・自村の論理に終始する農民の考え方、過重な貢租を課し取奪・搾取をして自らを保とうとする為政者の考え方のどちらも乗り越える必要があると考えた。そして、以下のように思惟して、武士であれ、庶民であれ、職業・身分・家格等に関係なく、人間が高次元の「人道」の形成をする必要性に行き着いた。

現在の社会は、「天照大神」により自然の状態から生産社会に発展させられ、その生産社会から道義社会へと発展してきたものである。道義社会において、初めて「治国の道」（『夜話』231）たる儒学や「治心の道」（同上）たる仏教が必要になった。すなわち、儒学も仏教も川に例えれば、「水源」（『語録』206）の教えではなく、中流のものである。今、儒学や仏教は権威をもってはいるが、前者は生産を説かないし、後者は精神的にのみ人間救済が可能である。ここで、もう1度生産を根底とする人間の生の問題を考える必要がある。その際、神道・儒学・仏教の中でも「人界に切用なる」<『夜話』231>ものは使う。

人間は、本来「空」なる存在で、「曇らねば誰がみてもよし富士の山」（『独楽集』、『全』1、

P.876) のようなものであるが、自我や私利・私欲によって本来の「空」なる自己を曇らせている。

人間は、自我や私利・私欲を取り除く為に「悟道」を歩む必要がある(例、「悟道にあらざれば、執着を脱する事能はず」<『夜話』70>)。「悟道」には、例えば次のようなことがある。

(1)衣食住が人世の最大要道であることを確認すること。

(2)事実の予知予見をする(自己や子孫、万民の将来の生活等をあらかじめよく知る。例、「初メ能ク一ヲ踏メバ終必ズ一ヲ得」<『天保三壬辰日記』、『全』35, P.446>) こと。

(3)宇宙の実体は「空」「無」(一円空・一円無)であることを体得すること。

(4)「萬物一ニ帰ス」(『語録』307)の理を確認すること(例、「禍福ハ一ナリ」<『語録』371>。

「神儒仏を初、心学性学等枚挙に暇あらざるも、皆大道の入口の名」<『夜話』8>。「善も無し悪もなし」<『夜話』26>)。

(5)私の「空」(「我空」)を体得すること。

「悟道」でも、「華ヲ印スル」こと(実行すること)にならない限り「人道」にとっては無益(『語録』260)である(例、名僧と称する人がきれいな白布のままに止まるだけ<『語録』260>。「当年は違作(凶作—引用者注)ならんと、未耕さるの前に観ずるが如き」<『夜話』70>)。

「悟道」は「正道」で「人道」は「迷道」であるが、「迷ハザレバ。則チ人道立ズ」(『語録』244)、「迷はざれば人倫行はれず」(『夜話』70)で、「人道」が立たなければ人間は生きられない。では、いかにして「悟道」と「人道」を両立させるか。

同じ「人道」でも、自我や私利・私欲によって人界を混乱させる低次元の「人道」を捨て、「半分は水に順ひ、半分は流水に逆昇りて、運転滞らざる」(『夜話』3)水車のように、半分迷い半分悟る、すなわち「欲に随て家業を励み、欲を制して義務を思ふ」(『夜話』3)(この「欲に随て……」の教説は、柴田にも受け継がれた。その後、「杉山報徳社」の人々に受け継がれた<論稿(K)>)という高次元の「人道」を形成するべきである。何故ならば、「悟道」は、その世界の中にとどまる限り無価値で、「迷道」の世界において実行が伴って初めて価値をもつからである。

高次元の「人道」とは、具体的には衆生の「済度」(『語録』260)、「博施濟衆」(『語録』77)である。ここで、武士であれ、庶民であれ、済度の事業がなし得るにはどうしたらよいか。それには、次の①「至誠」を身につけ、②「勤労」(尊徳自身の言葉では、「勤行」<『発言集』、『全』1, P.362, 他>、「勤苦」<『報徳訓』、『全』1, P.555, 他>)、③「分度」、④「推譲」の過程を踏んで、価値(「徳」)の実現(「報」)をすべきである。

①「至誠」……天地人三才と過現未三世の全てのものに徳が備わっているという視点を持ち、自らの徳をもってものに接するような精神・態度。

- ②「勤労」……働くという徳行を媒介にして、人為的に無財より発財させたり、無穀より発穀させたりして、潜在的な価値を（人界での）具体的な価値にする。
- ③「分度」……「勤労」によって得た生産物の消費によって我々の生活は保証されるが、その消費に一定の基準を設けて規制し、余剰を作って④に利用することにより、自らの生活の永安と他者の済度ができる。その時の基準または基準を設けることが「分度」（なお、これは、特に経済面に着目した「分度」である）。
- ④「推譲」……今日のを明日に譲ったり、今年のを来年に譲ったり、またそれらを自分の家族や子孫へ譲ったり（「自譲」）、他（親戚、朋友、郷里、国家、「海外萬国」、等）へ譲ったり（「他譲」）する行為を意味する。この場合の「もの」とは、金穀などの物質そのものだけでなく、物質がもつ価値とか有用性である「金徳」や「米徳」など、そして人の徳すなわち「人徳」も指す。

積善を行ったり陰徳を積んだりすれば「天地の令命」により「余慶」（『夜話』44）があるはずだから、「おのが子を恵む心を法」（『独楽集』、『全』1, P.896）として、私利・私欲を超越して（己れを空しくして）他者の為にも譲る（「他譲」）ことは重要である。功利打算の「他譲」でも、やがて止揚されるべきである。

上記①を身につけ、②～④ができれば、言行一致、自利利他両全、「迷悟一円」、経済・道徳の両立、等、一円相の中で対立が止揚される。こうして、本来の、我身の天なる「一」（絶対を意味する、仏教の「空」となる。①を身につけ、②～④ができる人間が増えれば、多くの人間が望むところの）「富国安民」に至る。

①～④の教説を、報徳社の人々、明治期の「(中央)報徳会」は継承した<論稿(B)(H)>。また、「富国安民」思想を、良一郎、「(中央)報徳会」の人々、佐々井は継承した<論稿(H)(I)(L)(S)>。

報徳思想における「勤労」「分度」「推譲」については、その1つのみを取り出し、それを一面的・表面的に捉えると報徳思想の内在論理を押さええない誤解されやすい部分<ケ>を生むことになると考えられる。したがって、それぞれに込められた意味を理解し、他との関係を理解し、全体が徳に報いることや「人のため」「一円仁」等と密接な関係にあることを理解する必要があると思われる。以下に、「勤労」「分度」「推譲」に関して、どのような点に留意して捉える必要があるかみていこう。

まず、「勤労」に関して、次の諸点に留意して捉える必要がある。

#### (1)「勤労」の意味

尊徳の言う「勤労」は、単なる個人の財・穀の取得の意味だけではなく、以下のような意味をもつものであった。①「天地の化育を賛成するの大道」（『夜話』117）。②「天つ神の積置せらるゝ無尽蔵より、鍬鎌の鍵を以て此世上に取出す大道」「真の増殖の道」（『夜話』117）。

③「民を救ひ国を安ずるの元」(＜桜町領＞東沼村辰蔵「家株田畑高反別取調書上帳」, 弘化4年11月付, 『全』13, P.814)。④「天民ヲ養フ」(『語録』303)もの。⑤「昔之御丹精を知る事は、今之艱難を以知らずんばあるべからず」に則るもの(二宮金次郎による浦賀の宮原治兵衛, 宮原瀛洲, 橋本與三左衛門宛書簡, <天保12年>12月15日付, 『全』6, P.1013)。⑥「徳ノ根本」(『報徳訓』, 『全』1, P.555)。⑦「徳ヲ増ス」こと(『増減鏡』, 『全』1, P.624)。⑧「徳ニ報ユルハ勤苦ヲ為シテ, 物ヲツクルニ如カス」に則るもの(『報徳訓』, 『全』1, P.555)。⑨「一円仁」への道。⑩社会連体への道。

(2)「弊」ある「忠勤」(『報徳訓』, 『全』1, P.560)

尊徳は、同じ「忠勤」でも、以下の「弊」ある「忠勤」を避けるべきものとしていた。①旧弊に流れ、立ち直らないような「忠勤」。②「欲ヲ逞クシ財ヲ積ミ。他人之貧ヲ救ハズ」(『語録』362)という「忠勤」。③「世話」を「やり過る」ように、「程」を「過る」(『夜話』36)ような「忠勤」。④「忠勤ヲ尽シテ至善ヲ思」(『報徳訓』, 『全』1, P.561)うような「忠勤」。⑤人を「打こゝろ」(前述)あるような「忠勤」。

(3)必要な「勤労」

尊徳は、必要な「勤労」を以下のようなものとしていた。①「人のため」「一円仁」に生きることを理解したうえでの「勤労」。②「徳ノ根本」を理解したうえでの「勤労」。③主体的・内発的な「勤労」。④「分度」「推譲」へとつながっていく「勤労」。

次に、「分度」に関して、次の諸点に留意して捉える必要がある。

(1)「分度」における誤解されやすい部分<ケ>と、「分度」の特色

尊徳は、「天地ノ間ニ生タル萬物」は、「天地ノ間ニ生タル」ところが「天命」で、そこが止まる所としたのを始め、「日本国土ニ生タル人」「田舎ニ生タル人」「百石ノ家ニ生タル人」「拾石ノ家ニ生タル人」「農家ニ生タル人」「商家ニ生タル人」等についても、生まれた場所・財力・職業を「天命」とし、止まる所とした(『知止編』, 『全』1, PP.652~656)。また、「分度」により、資金の流れに規制を働かせた。

これらのことは、「分度」に、①土地への縛りつけ、②身分の固定化、③「知足安分」の強要、④努力の無視、⑤儉約のみ、⑥積極性に欠ける、等の解釈を生みやすいが、以下のことからみても、それらが誤解であることが判明する。

①上記の止まる所は、行う必然性がある、我の能力・徳の最大限を尽くしても尽くしきれないところの「推譲」を、なるべくよく行うことのできる適切な位置を想定して述べたものと考えられる。そのことは、動植物が生まれた環境(例. 魚における河海)を大切にすべきことを述べている例(『知止編』, 『全』1, PP.656~658)を挙げたことから伺える。

②「人此世界へ貳百文持て生れ、貳百文持て去り候は、何壹ツ世界に残る物無き筈也、然に開闢以来、其分限に依じ、百成、貳百成、此世に残し去候故、世界相続之道相立」(相州足

柄下郡塔沢における説話，天保11年1月22日付，『全』24，P.600)にみられるように，「分度」は「推譲」につなげて「世界相統之道」を図る為のものであった。

- ③「分度」は，「分内之財ヲ散」じたら，国家といえども「衰廃窮乏ニ陥」（『語録』7）り，充実，発展，繁栄，福祉がなくなってしまう道理を示した。
- ④「分度」は，「分度」の次にくる，自分と「不二一物」であるところの他への「推譲」なければ，自分も関わるところの文化の発達も，人生の充実も，人類の繁栄もないことを予知して，必然的に導かれたものと考えられる。
- ⑤尊徳は，元より，止まる所とした農などを低くて軽視すべき職業としては捉えていなかった。各職業をいかに徳をもって行っているか，または行ってきたかを重要とみた。

彼は，士，農，工，商，儒者，書家，医者，数学者，等の社会的機能を述べた（『金毛録』中「上下貫通弁用之解」，『二宮 大原』PP.39～40）。このことは「諸職の作業なければ万器自由ならず」（同上，P.40）と述べたことからわかるように，職業を尊卑の秩序とせず，諸職業のレゾンデートルを示したことであった。また，彼は，「農」を次のように捉えた。「農」は，「自作で食ひ，自織で着るの道（衣食の道—引用者注）を勤」る為に，「根元」「大本」である（『夜話』141）。家屋の土台と床・書院にみられるように，「最初に置し物，必下になり，後に置たる物，必上になる道理」があり，農民は下になる（同上）。すなわち，彼は，農民が下になるのを構造上の必然の道理とし，身分・家格の上下関係での下としては捉えなかった。

## (2)「分度」の決定の仕方

尊徳は，「分度」の決定の仕方を以下のように示した。

- ①「人力ヲ用イズシテ自止ル所」を「中」（『語録』301）とし，この「中」をとって「分度」を立てるとした。
- ②「天の命ずる」ところを「性」とし，この「性に<sup>したが</sup>率ふ」ことにより成り立つところを「分」（『悟道理論』，『全』1，PP.463～469）すなわち「分度」とした。
- ③尊徳は，「偏ナラザレバ。其ノ真性ヲ保ツ能ハズ」（『語録』168），我が身中心の「情欲」（『語録』39）に偏しすぎれば失敗する，と述べたように，偏りすぎずにそのものの真性を保つあたりを「分度」と考えた。
- ④「切磋琢磨之功ヲ積ミ。然ル後中庸之徳成ル」（『語録』319）から示唆されるように，切磋琢磨の功を積んでわかってくるあたりを「中」（「分度」）とした。
- ⑤藩における経済的「分度」の決定の仕方は前・後述。

## (3)特に経済面に着目した「分度」の状況

- ①経済面に着目した「分度」は，各人，各家，各村，各郡，各藩，国家，等の各々の収入（「分」）に応じて，支出・消費に一定の基準を設けて規制し，その範囲内で家政・財政等を運営す

る計画的・合理的な経済の考え方に基づくものである。それは、身分制的な概念とは異なる点に注意する必要がある。また、尊徳は、農民の「分度」だけでなく、領主財政の「分度」も立てた点に注意する必要がある。

②「分度」は、「推譲」につながるものである限り、いわゆる「入を量りて出を制する」(『語録』目次16, 『全』36, P.323) だけのものとしては捉えられない。尊徳は、我が教えは「儉約を専らに」しているのではなく、「変に備んが為」のもので、我が道は「積財を勤る」のではなく、「世を救ひ世を開かんが為」のものである(『夜話』13)とした。

③尊徳が、「国家之分度」(『語録』7)を説いたことは、外国への「推譲」(後述)を考えていたことが示唆される。

次に、「推譲」に関して、次の諸点に留意して捉える必要がある。

(1)尊徳は、「推譲」は必然的なものと解釈した。その解釈は、次のような思惟からである。我という無始無終の存在の生は、空間的に捉えられた天地人三才の徳と、時間的に捉えられた過現未三世の徳が織りなしている無限の徳に起因している。我も生きて私の徳をつなげていくものである。したがって、私の生は徳に報いる「報徳行」で、「報徳行」の具体的な形態が「推譲」である。しかし、その「推譲」は私の能力・徳の最大限を尽くしても尽くしきれない。したがって、必然的にほんの少しでも「推譲」する必要が出てくる。なお、自他は一、彼我は一、宇宙は我であるから、一見他に「推譲」するようにみえても、実は大なる自己に「推譲」している。したがって、他に「推譲」するのは、義務ではなく必然である。

(2)尊徳は、人界において、「推譲」を行う主体、「推譲」に使用するもの、「推譲」を向ける対象、の範囲を限定しなかった。特に、「推譲」を向ける対象が、外国、形而上のもの(後述)にも及んだ点を見落とすことはできない。尊徳は、「推譲」は、「一家従りシテ他家ニ及シ。一邑従りシテ二邑ニ及シ。漸次郡国天下ニ及シ。遂ニ海外萬国ニ推及ス」(『外記』25)のように「海外萬国」に及ぼすことを述べた。「推譲」は、一円観からしても、基本的に、一人種・民族、一国家・国民、一地方・地域、一階級、一機関・施設、一集団、一家族、等という範囲だけの利益を追究するものではなく、かつ人種・民族、言語、国、政治、宗教、イデオロギー、経済力、地域、上下、貴賤、貧富、年齢、男女、等における2極対立を無くしていこうとする方向のものであった。

これらの考え方に関しては、明治期の「(中央)報徳会」機関誌『斯民』でも捉えられた<論稿(I)>。外国への「推譲」の考え方を、良一郎は継承した<論稿(L)>。

なお、2極対立を無くしていこうとする方向には、差別・偏見を無くす発想も伺える。

(3)尊徳は、余剰を「推譲」する(例。「余財ヲ発ス」<『語録』19>。「余財ヲ推」<『語録』101>す)ように述べたり、「本を捨る」ことを否定(『夜話』180)したりした。したがっ

て、「推譲」は、(自己)犠牲を強制するものとは考えにくい。

戦時中に「大社」が、死をも覚悟して国に尽くすことを示唆して報徳社員に「最高推譲」を呼びかけたことは、報徳の趣旨と違った解釈・活動<カ、ク>と思われる<論稿(R)>。

(4)報徳の究極の目的は、全ての人間、動植物・事物を生み育んだところの、「萬物ノ父母」である「天地」(『報徳訓』、『全』1, P.557)への価値(「徳」)の実現(「報」)であった。その為の「推譲」は、武士であれ、庶民であれ、誰もが行うべきものであり、特定の人間、特定のもの・ことの利益を想定しているものではなかった。

(5)「天地」を「萬物の父母」とした場合、その父母は形而上のものであり、実感しがたいと思われる。しかし、尊徳は、具体的には、「勤労」をして価値の生産をしたり、「推譲」をして価値を周囲につなげていったりすれば、つながりを通して「萬物の父母」である「天地」への報徳になるとしたと思われる。

(6)尊徳は、「他譲」は、「教に依らざれば出来難」(『夜話』79)いこととした。したがって、教育・学習活動を通して、「推譲」も磨かれると考えていたと思われる。

以上のように、報徳思想(特に「富国安民」思想)の内在論理(やその論理に基づく教説・考え方)には、報徳の必然性の認識等をし、高次元の「人道」の形成へと進み、「富国安民」に至らしめるというものがあつた。そして、それを、報徳社が継承した。

#### IV. 報徳仕法(特に「富国安民」仕法)の内在論理と報徳社によるその継承

次に、二宮尊徳の報徳仕法(特に「富国安民」仕法)の内在論理(やその論理に基づく活動)と、近代日本における報徳社によるその継承をみてみよう。報徳仕法と一概に述べても、時期によって、また主体・対象(行政、有志の組織、個人)によって多少異なつた。ここでは、広域性をもつた行政による報徳仕法の中でも、尊徳の意図が表われていたり比較的的成功したと思われる仕法を中心に読み取れる内在論理を明らかにする。

##### 1. 報徳仕法を行う者の責任の自覚の重視

報徳仕法は、領主が過重な貢租を課した収奪・搾取をして建て直ことではなく、領主が英断をして責任を自覚して進めることを重視した。それを支えた考え方には、例えば、次のようなものがある。

①「田畑の荒るゝ其罪を惰農に帰し、人口の減ずるは、産子を育てざるの悪弊に帰するは、普通の論なれ共」、「其元は、賦税重きに堪ざるが故に、田畑を捨て作らざると、民政届かずして堤防溝洫道路破壊して、耕作出来難きと、博奕盛んに行れ風俗頹廢し、人心失せ果て、耕作せざる」(『夜話』136)のように、農村荒廢の原因は領主にある。

②領主が、本気で農村を復興させるには、「収納を免じ、土地を潤し、民食を足すの外有御座

問敷候」(『御知行所御引渡演舌書』, 宇津帆之助宛, 天保8年12月付, 『全』11, P.1228)のように, まずは「収納を免」ずるしかない。

③為政者は, 人倫の道が成り立つように, 「政を立, 教を立, 刑法を定め, 礼法を制し」(『夜話』2)で統治する必要がある。そして, 為政者であれ, 常に徳を積んで聖人たるように心がけなければ, 国は亡ぶので, 為政者は仁政を不断に実行すべきである。

有志の組織, 個人の仕法の場合も, それを進める人の責任の自覚が重視された。

昭和恐慌下において, 「大社」副社長佐々井が, 報徳の教説を基にした「国民生活建直し指導者講習会」で受講者自身の問題意識・意思力を確認した<論稿(N)>のは, このあたりの継承と思われる。

## 2. 綿密な調査と「分度」確立・遵守の重視

報徳仕法は, 計画的・合理的な建て直しの為に, 綿密な調査を重視した。

例えば, 桜町仕法においては, 法令(ことに貨幣についての触れ書), 制度, 司法事件, 村治の変遷, 人口・戸数・耕地反別・貢租納米の増減, 家々の盛衰, 人民の風俗習慣, 社寺の縁起, 領主宇津氏の系譜・官職・生活状態, 等を調査した(前掲, 下程勇吉『増補 二宮尊徳の人間学的研究』P.296)。

報徳仕法における調査に関しては, 近年再評価がなされている。その1つとして, 黒田博「桜町仕法の『量率グラフ』と統計」(前掲『尊徳開顕』PP.89~104)は, 尊徳の調査によるグラフに, 次のような意義を認めている。(1)日本で最初に描かれた「量率グラフ」(「対象を数量的につかみ, 判断するための決め手となる『絶対的な量』と, 他とのかかわりあいを示す『度合い』ないし『率』というものの両方を, 一つのグラフに一度に表わしたグラフであり, 『率』をみるのに量をバックにしてみることができるといふ効果がある」(『たのしい授業』昭和59年6月号, P.45, の松崎重広による)。(2)「日光仕法雛形」の中で, 84通りにわたって計算した経済施策は, 現代経済学のアロッドの成長方程式に匹敵。(3)方眼紙のない時代のグラフであり, 独創性がある。(4)調査の結果を, 領主に報告するために作成したこのグラフは, 復興が極めて困難といわれる難村の現状がひと目でわかり, またどの程度までなら復興が可能であるかを判断するのに役立つようにうまく作成された手引の書。(5)グラフを作成して領主に訴える尊徳の農民に対するせつせつたる愛情, そして仁政を熱望する鋭い気迫がひしひしと伝わってくる。

調査に基づき, 経済面に着目した「分度」(前述) 確立・遵守も重視された。「分度」確立の方法には, 最近10年間, 過去60年間, 等の総収入を平均して, これを1年間で生産しうるものとする, 等があった。

報徳仕法は, 単に領主の精神改良をすれば変化するというような, 領主の主観に照準を合わせた偶発的な政治改革を描いたのではなかった。領主に, 責任を明確に自覚させる為に,

「分度」という数値化可能な客観的基準を確立させた。「分度」確立・遵守は、技術的方法を備えた具体策を打ち出し実行することであった。

報徳社は、しばしば調査を行い、報徳社内の「分度」確立もした。

### 3. 「報徳金」の意味に基づく「報徳金」運用の重視

報徳仕法は、「報徳金」の意味（後述）に基づく「報徳金」運用を重視した。

前述のように、尊徳は、財は「天道」から贈られた側面も強いものとした。このことは、①財は特定の人間の絶対的所有物ではないこと、②天地の徳を生かすという文脈において、人間が財を作り運用することが認められること、を意味した。

尊徳は、報徳仕法において、「報徳金」「報徳善種金」「報徳元怨金」「報徳冥加金」等と呼ぶ「無利息年賦貸付」等の資金を用意、運用した（本稿では、「報徳金」「報徳善種金」の名称を使用）が、「報徳金」を次のように捉えていた。まず、「報徳金」が成り立つ理由を、天地人三才の徳の恵みを受けて、我身の今日あることを悟れば、その「冥加」に感謝し、我身の「元を怨い」、「善種」を蒔くべく「人のため」に生きることは必然であり、長期的に人間を救う為に自然に蓄財される、とした。次に、「報徳金」の意味を、「報徳善種金、自財に非ず、他財に非ず、日月之国土を照し賜ふが如く、貧富内外潤沢して止事なし」（『相洲大住郡片岡村大沢小才太 報徳金克讓増益鏡』、嘉永3年10月17日付、『全』27、P.289）のように、自財でもなく、他財でもなく（これは、自財的性格と他財的性格とを合わせもつことである）、貧富内外を巡回しつつ潤す（という公財的性格をもつ）とした。

尊徳は、「報徳金」を藩政より会計的に独立させ、かつ私人尊徳の私財ともしなかつた。また、彼は、仕法開始の際、彼の資金も「報徳金」に提出したりもした。「報徳金」の意味を理解しなかつた場合は、谷田部藩のように、貸し付けた桜町「報徳金」を含むところの「報徳金」を、藩財政に流用してしまうこともあり、彼も厳しく非難した（前掲、大藤修『近世の村と生活文化－村落から生まれた知恵と報徳仕法－』PP.131～206）。

行政による報徳仕法は、行政区域を一応の範囲・単位とした。しかし、「報徳金」は、1行政区域に留められずに、次々と他藩・他領の復興に（外も潤沢するように）運用されていった点に、自藩・自領・自村の利益に留まらないという大きな意味があった（この意味では、原理的には、外国の為にも「報徳金」は運用されうる）。

報徳仕法は、「報徳金」を様々な使途で運用することにした。例えば、日光仕法16か年では、総計費16,405両2分永55文9分を、荒田畑再興、新田畑開墾、杉檜植込、堤防、杵、堰、用悪水、古堀浚渫、笕、水門、溜池、橋梁、新道開鑿、道路修繕、潰式取立新家作、出精奇特人褒賞、困窮救助、無利貸付（「無利息年賦貸付」－引用者）、に使用した（佐々井信太郎『二宮尊徳伝』日本評論社、昭和10年、PP.456～457、の分析・計算による）。

「出精奇特人褒賞」とは、例えば、「入札之儀は、御趣法厚く相守、万事实意に家業相励、

行々町為にも相成候善人を見立、目違無之様入札可有之候事」(＜小田原＞『報徳入札議定金控』、天保15年11月吉祥日付、『全』17, P.626)の考え方で行われた入札による表彰方法である。これは、①いわゆる上が行う表彰による弊害(不公平、為政者の意図による善悪の決めつけ、威圧感を与えること、みせしめへの連動、等)を排斥する、②偽善心を排斥する、③民衆の教養の実情に則する、④民衆の自尊心・人格を尊重する、⑤身近な善人が周囲を感化する、等を図ったものと思われる。

「無利息年賦貸付」は、次のような論理に基づくものであった。ある一定の元金が設定され、それが入札により選出された困窮者に無利息で貸し付けされる。その困窮者が、借金の返済ができたり、生活が救済されたりして立ち直ると、仁恵を感じ、貸した資金は元へ返済される。以後同様に、その資金は次の困窮者に貸し付けされ、元へ返済される。こうして、以後も、限りなく巡回しつつ多くの人が救済される。しかし、元金は増減をしない。すなわち、「恵んで費えざる」(このあたりの仕法は、藤曲村仕法書、『全』19, を参照されたい)である。立ち直った困窮者が「報徳善種金」等を提出すれば、元金は増加する。報徳仕法では、「無利息年賦貸付」金を貸して、困窮者が、立ち直り、生産(「勤労」)できるようになることに力点が置かれた。

「出精奇特人褒賞」を、報徳社は継承した＜論稿(A)(B)(K)(L)＞。また、「無利息年賦貸付」も、報徳社は継承し、報徳社の人々はそれに教育的意味も確認した＜論稿(A)(K)(L)＞。

尊徳は、「恵を加ふるの厚きに随て彼の艱難弥増恩沢を下すに随て彼に災害至り救はんとなれば却て倒る」(『記』巻1)等のように、過度の恩恵はかえって害があるとした。

この考え方を、明治期の「(中央)報徳会」が継承したと思われる。本会は、福祉には物財よりも一人一人の意識・態度の問題が大きいこと、保護救恤が過ぎた時の弊害、等を明確に述べた＜論稿(H)＞。

#### 4. 「芋コヂ」会の重視

報徳仕法は、「芋コヂ」会を重視した。

「芋コヂ」会とは、福住によると、「折々集会シテ。身ノ脩メ方世間ノ附合。家業ノ得失。農業ノ仕方。商法ノ掛引。又心配筋ノ事。自分ニ決シ難キ事ナド。皆打明ケテ相談シテ。夫ヨリハ此ノ方ガヨイ。是ヨリハアノ方ガ宜シイ。又是ヨリ此ノ方ガ徳ダ。夫ヨリモ此ノ方ガ便利ダト。相互ニ相談スルノデゴザル。」(『捷徑』初編)、「集会ニ度々出ルハ。芋コヂヲスル様ナモノデ相互ニスレ合テ。汚レガ落テ。清浄ニナル」(同上)という機能をもつものであった。すなわち、集団で農業の仕方、商法、心配事、難しい問題等を打ち明けて相談し、より良い方途を見出しつつ互いを清くするというものであった。これは、集団学習の利点(動機づけがしやすい、情報入手がしやすい、協力がしやすい、切磋琢磨により学習が深化・継続しやすい、仲間意識・社会性が涵養される、等)を生かしたものと思われる。また、これ

は反対者を排除するというものではなかった。

これを、「常会」等の名称のもとに、報徳社は継承した<論稿(A)(B)(C)(K)>。また、これは、昭和15年から同22年における内務省訓令による常会の精神ともなったが、内容は大きく変容した<論稿(Q)(R)>。また、「芋コヂ」会を戦後の佐々井も重視した<論稿(S)>。

##### 5. 荒地の開拓と「心田」の開拓の両立（経済と道徳の両立）

報徳仕法は、荒地の開拓と「心田」の開拓の両立をし、両者がよい意味で相互作用を起こすことを図った。

荒地の開拓とは、自然災害等（例、水害、風害、早魃、荒地発生、「下田」「下畑」発生、等）が起こったことに対処してまたは起こりうることを予測して行う活動であった。その基本的姿勢は、「荒地は、あれ地之力をもって」開く（前述）であった。尊徳の弟子は、例えば、測量・製図、苗木植付、道路開鑿、樋・堰の架設・修繕等の仕法、日記つけ、等をした。農民は、例えば、「川除け堤」作成、「川浚い」、溜池作り、「冷水堀」作成等、「堀割」作成、「畑まくり」、沃土・良い肥を入れ「上田」「上畑」作成、「田畑に生ずる莠」除去、農作物作成、「貯穀」、縄ない、農業上の知識・技術の習得・活用、等をした。尊徳は、農民が活動しやすい配慮もした。

「心田」の開拓とは、道徳の頹廃等（例、収奪、貢祖乱用、借財の苦、安逸、怠惰、驕奢、吝嗇、私利、私欲、村内「内荒」、対立、窃盗、讒言、訴訟、賭博、夜遊び、放蕩無頼、等）が起こったことに対処してまたは起こりうることを予測して行う活動であった。これにより、尊徳の弟子は、例えば、①「二宮塾」で実践の学を知る、②「二宮塾」で儒学者等の話を聞き、思慮をめぐらす、③仕法書等から報徳の教説、物事の進め方を知る、等の意識の変化を起こさせられた。農民は、例えば、①「村寄」（「芋コヂ」会）に出席し、心が洗われたり、道理を学んだり、仲間意識が育ったりする、②入札による表彰に参加できて喜ぶ、受賞して誇りをもつ、受賞にもれて奮発心を起こす、③入札による表彰により「無利息年賦貸付」をされて誇りをもつ、返済する為に克己を学ぶ、④「報徳善種金」等の提出をして喜び、誇り・仲間意識をもつ、⑤仕法から物事のルール、よい「習性」の大切さを知る、⑥尊徳の「廻村」から誠意を感じる、⑦尊徳の「報徳訓」、和歌、たとえ話から心情に訴えられる、等の意識の変化を起こさせられた。意識の変化は、行動の変化へと進み、報徳的善行（例、「他讓」、他人や祖先への配慮、等）の励行が行われるようになった。

荒地の開拓と「心田」の開拓の両立がなされ、両者がよい意味で相互作用を起こした仕法は、実際に地域を改良し、新たな報徳人を輩出し、「富国安民」に近づいた。

以上のように、報徳仕法（特に「富国安民」仕法）の内在論理（やその論理に基づく活動）には、報徳仕法を行う者の責任の自覚、綿密な調査と「分度」確立・遵守、「報徳金」の意味に基づく「報徳金」運用、「芋コヂ」会を重視し、実際に荒地の開拓と「心田」の開拓の両立

(経済と道徳の両立)をして、「富国安民」に至らしめるというものがあつた。そして、それを、報徳社等が継承した。

以下に、報徳社等が継承した系譜を時代をおって示す(なお、「遠社」「大社」の「報徳金」の使途は、「大社」文書の『三才報徳現量鏡』、各町村報徳社現量鏡表、等を参照されたい)。

①「(中央)報徳会」成立以前の明治期、「遠社」は、「常会」、機関誌による教育、「報徳学研究会」開催、「力農精業善行者」の表彰と「義田法」による救済という教育活動を行った<論稿(A)>。

②「農学社」は、「集談会」の活動により、明治前半期の経済的危機および道徳の頽廃という状況を乗り越えようとしたと思われる<論稿(B)>。

③明治前半期、「杉山報徳社」と、「杉山青年報徳学舎」は、杉山村の経済上、道徳上の危機を乗り越えるために独自の活動を展開し、村の経済発展と村民の実業補習的教育および道徳面での精神形成に寄与していた<論稿(C)>。

④明治28年より良一郎について報徳学を学んだ橋本孫一郎(報徳社社長も勤める)は、私塾「双松学舎」(明治24年～)の経営で、荒地の開拓と「心田」の開拓の両立を行った<論稿(D)>。

⑤日露戦争後における良一郎の報徳社経営では、「益々貧民は貧に陥り日に貧富懸隔する趨勢」という問題に対し、「分度・推譲」を実践躬行した<論稿(J)>。

⑥明治後半期における報徳による模範村杉山では、「勤労」と「推譲」の両立を行った<論稿(K)>。

⑦大正後半期とその前後において、報徳社社長飯田栄太郎は、報徳仕法に沿った社会事業・社会教育に関する活動を行った<論稿(M)>。

⑧昭和恐慌下において、「大社」副社長佐々井は、「国民生活建直し」構想を現わし、切羽詰まった成人の生活意識・生活態度の建直しにまで踏み込んだ<論稿(N)>。

⑨昭和前期、千葉県社会事業協会は、報徳を社会事業へ導入した<論稿(O)(P)>。

⑩戦時中、「大社」は、食料増産運動に力を注いだ<論稿(R)>。

⑪敗戦体験後、「大社」副社長佐々井は、民主主義施政、経済の安定化、貧困の救済と根絶、教育の提言を行った<論稿(S)>。

なお、報徳社による荒地の開拓と「心田」の開拓の両立は、現在の生涯学習都市掛川におけるまちづくりにも生かされていると思われる<論稿(T)>。

なお、「富国安民」は、明治期における「(中央)報徳会」の機関誌『斯民』の発行による啓発活動でも重視された<論稿(H)(I)>。なお、報徳社等、「(中央)報徳会」ではないが、相馬仕法に参加し「東北の二宮尊徳」と言われた石川理紀之助等の個人が、近代に農業上の知識・技術の発展や普及に尽力し、篤農・老農などとも呼ばれた。また、近代日本において、農業分野以外でも報徳に影響されて経済と道徳の両立を図った財界人(例、豊田佐吉、松下幸之助、土光敏夫、御木本幸吉、波多野鶴吉)も多かった(村松敬司『二宮尊徳に学ぶ経営の心 報徳一円』日経B P社、平成3年、等を参照されたい)。

荒地の開拓と「心田」の開拓の両立は、土地等の自然を利用した問題解決法でもあつた。

土地等の自然を利用した問題解決法は、近代に「(中央)報徳会」評議員の留岡による慈善事業、感化救済事業等にも生かされた。例えば、彼は「慈善事業の如き、不良少年の感化に

しろ、出獄人の保護にしろ、其目的を達するには土地に結び付けて、天然の力を仮りて感化」(『斯民』第2編第5号、報徳会、明治40年8月、P.27)、「社会事業の理想から言つても、土地に愛著させて人間の身心を改造するといふ二宮翁の考は至極面白い」(同上)と述べ実践した。また、近代の石井十次による鋤鋤主義、山崎延吉等による農業青年への励まし(岡田洋司『農村青年＝稲垣稔－大正デモクラシーと＜土＞の思想』不二出版、昭和60年、等を参照されたい)等にも表われたと考えられる。

#### 6. 報徳仕法の範囲について

行政による報徳仕法は、日本国内の一部地域に留まった。しかし、報徳仕法が、日本国内の狭い範囲(例. 報徳仕法を行った1行政区域)の利益のみを考えたものではなかったことは、次の諸点からの考察より伺える。

##### (1)外国への「推譲」、 「報徳金」運用の仕方、 一円観から

尊徳は、「推譲」は、「海外萬国」に及ぼすことを述べた。また、「報徳金」は、1行政区域に留められずに、外も潤沢するように運用されていった。これらのことと、一円観とを合わせて察すると、彼は外国の荒地の開拓を助けることや外国との徳のやりとりをし、外国と和していくことも考えていたと思われる。

##### (2)祖先の考え方から

尊徳における祖先は、彼の時代の特定の国に彼の以前に生まれた人間ではなかった。天地が、天地の間に生み育んだ人間であった。すなわち、彼は国や民族ごとの祖先の違いを想定していなかった。したがって、祖先を意識しての報徳は、日本国内だけの報徳ではなかったことは明らかである。

##### (3)究極の目的との関係から

報徳の究極の目的は、「萬物の父母」である「天地」への価値(「徳」)の実現(「報」)であった。したがって、「萬物の父母」である「天地」に行き着くまでの途中にある祖先や今周囲にいる／ある人間、動植物、事物には、分け隔てなく報いることになった。

なお、国境を想定しない開拓を志向する論理と、国境を想定したうえで「異国は異国の財宝を以て興き」(前掲、二宮金次郎による浦賀の宮原治兵衛、宮原瀛洲、橋本與三左衛門宛書簡、P.1013)ることを志向する論理との間には、別々の論理の絡まり合いが生じやすい部分<エ>がある。

(1)～(3)の趣旨からみて明らかに違った解釈・活動<カ、ク>が、戦時中、報徳主義者、報徳関係団体が行った翼賛運動強調、戦闘意欲鼓舞であった<論稿(R)(S)>。

#### 【参考文献】

(1)佐々井信太郎『二宮尊徳の体験と思想』一円融合会、昭和38年。

- (2)宮西一積『二宮哲学の研究』理想社，昭和44年。
- (3)下程勇吉『増補 二宮尊徳の人間学的研究』広池学園出版部，昭和55年。
- (4)二宮尊徳生誕二百年記念事業会報徳実行委員会編『尊徳開頭－二宮尊徳生誕二百年記念論文集－』有隣堂，昭和62年。
- (5)大藤修『近世の村と生活文化－村落から生まれた知恵と報徳仕法－』吉川弘文館，平成13年。

## **Intrinsic Logics of Sontoku Ninomiya's Thoughts ("Hotoku Shiso") and His Plans and Activities ("Hotoku Shiho"), and Their Succession by the "Hotoku-sha" in Modern Japan**

Hisanori MAEDA

This paper suggests such three-steps procedure of researching into the "Hotoku-sha" in modern Japan as follows.

A. To clarify (i) intrinsic logics of "Hotoku Shiso" and "Hotoku Shiho" during the Yedo Era.

B. To follow and observe (ii) thoughts and activities of the "Hotoku-sha" by using first-hand historical materials as clues, and to examine the relationship between (i) and (ii).

C. To characterize the "Hotoku-sha" in modern Japan.

And, in this paper, I did A. and B.. The results are as follows.

"Hotoku Shiso" had such intrinsic logics as follows : to increase those who live for the sake of the other people, and who do the practical ethics of "Hotoku" ie. "Kinro", "Bundo", "Suijo", and to realize the ideal of "Fukoku Anmin" ie. the prosperity and welfare of people. And, the "Hotoku-sha" followed up these logics.

"Hotoku Shiho" had such intrinsic logics as follows : to survey the local community minutely, to reform it both economically and morally, and to realize the ideal of "Fukoku Anmin". And, the "Hotoku-sha" followed up these logics, too.